

橋爪 こんにちは。大勢お越しいただきましてありがとうございます。きょうは「慰安婦」をめぐるシンポジウムという事ですが、私、このシンポジウムの司会をきょう担当いたします東京工業大学の橋爪大と申します。よろしくお祈りいたします。

きょうは少し変則的な運営形態になっておりまして、実はここに「第二部」と書いてございますけれども、これに先立ちまして一時から三時まで、アジア女性基金主催で学生を主体といたします慰安婦問題のシンポジウムというのがございました。そして休憩をはさみまして、これからはいわば本番にあたるのですが、朝日カルチャーセンター並びに東工大JCプロジェクト委員会のご連携の公開講座で「『慰安婦』問題再考——『右』から『左』まで一緒に議論しよう——」というシンポジウムになっております。

こういう変則的な形態になりました理由は、アジア女性基金というところは公益団体で入場無料の会合しかできない、朝日カルチャーセンターは株式会社でございまして入場を取らないといけないということで、できればジョイントして一つのシンポジウムをしたかったのですが、なかなかうまくできませんでこういう変則的な形になりました。もしその点で情報不行き届きな点で何か不都合がございましたらお詫び申し上げます。

早速なんですけれども、いま三時三十分です。六時三十分までの予定で、真ん中に休憩をはさみたいと思っておりますけれども、シンポジウムを開きたいと思っております。慰安婦問題については、きょう、このパネルを企画いただきました大沼先生から冒頭に発言をいただきますので、ここでは詳しくは申し述べませんけれども、六人のパネリストにお集まりいただいております。

お名前だけご紹介いたしますと、私の隣から東京大学の沼保昭先生、東京大学名誉教授の和田春樹先生、それから日本の戦争責任資料センター代表の荒井信一先生、東京大学教授の上野千鶴子先生、東京財団の日下公人先生、このようなメンバーで進めてまいりたいと思っております。

全体の流れでございますけれども、最初に問題提起ということで一人一人発言をいただきます。大沼保昭先生がこのパネルをオーガナイズなさいましたので、またアジア女性基金の活動にもずうっと関わっていらっしゃいましたので、その経緯を含めまして最初に五分間の企画説明、そしてご自身の発言を十分ないし十五分ということで、以下はそれぞれのパネリストの方々十分ないし十五分の発言をいただきたいと思っております。ということでよろしゅうございましょうか。

大沼 それでは私から始めさせていただきます。まず五分間でこのシンポが開かれるまでの経緯についてごく簡単にお話したいと思います。

このシンポは橋爪さんの東工大と朝日カルチャーセンター

にやっていたわけ、私はこの企画はいたしましたけれども、実際のことはすべて橋爪さんと朝日カルチャーセンターにお願いいたしまして、本当にありがとうございました。こういうシンポをやるというのが非常に大変だということは、私、よく存じておりまして、自分がオンブに抱っこでやっていただいたことを本当に感謝しております。

パネリストの方々にも私としては本当にお礼申し上げたいと思っております。『論座』という雑誌が今回のこのシンポジウム取材して正月に出る号に出すそうですけれども、これだけ意見の違った、しかも社会的影響力のある方々に一堂に会していただくということは、本当に皆さん、お忙しいなかでわざわざ休みの半日を使って来ていただく。しかも大変な、これは別にカルチャーセンターと東工大への皮肉ではありませんけれども、薄謝でございまして、本当にありがたく思っております。

特に上野さん、荒井さんのお二人はアジア女性基金、日本政府に対して非常に厳しい批判を続けてこられて、その上野さんや荒井さんをよく読んでいらっしゃる方々のなかでは、そもそもこういう席に出ること自体を批判するという方もかなりおられると私は存じ上げております。

また日下さんもわざわざ貴重な時間をこのために割いていただいて、他にやることは山ほどおありなのにきていただいたということに厚く御礼申し上げます。

このシンポジウムは、ことしの二月にアジア女性基金のワークショップで橋爪さんと上野さんにもお越しいただいて、海外からも韓国や米国その他、あるいはアルジェリアなど第三国からもいろんな方に参加していただいて、いわゆる慰安婦問題とアジア女性基金の問題を多角的に捉えようというワークショップがありまして、その際に橋爪さんと上野さんと私がお会いして、私からお願いしてやっていただくことになったわけでありまして。

私は、このシンポジウムの意味というものは二つあるのではないかと考えております。第一は、これだけ違った立場の人が集まって、それぞれ違った意見を皆さんに提示して、自分と他者の違いというものを自覚して、もしかすると自分の考えていたことが違った部分があったのではないかという誤りに気がつく。それを是正した上で慰安婦問題というのとは一体何だったのか、その解決の努力にはどのようなものがあって、またそういった努力というのがそれぞれどういう意義と問題性を持っていたのか、ということをご一緒に考えて、次の世代に伝えていきたいということが一つであります。

第二に、今後、「元慰安婦」という現実の被害者、日本の戦争による被害者がおられるわけですが、日本の戦争による被害者は別に元慰安婦だけではなくても、しかし、その最も重大な被害者の一つのカテゴリーとして元慰安婦の

方々がおられる。その一人ひとりのためにわれわれはどういうことをやるべきなのか、やってはならないのかということ。アジア女性基金というのはそのあくまで一つでしかすぎないわけで、アジア女性基金の是非に問題が集中するというのは、私は決して健康なことではないだろう。市民運動の側も意義とともに反省すべき点はあったろうし、日本政府にもあったろう、韓国のメディアや韓国の市民運動にも反省すべき点があったのではないか、そういうことを考えるべきではないかと思っております。

それでは、私の意見を次にごく簡単に十五分以内で述べさせていただきます。まず慰安婦問題の論点として四つほど最初に、ちょっとこのレジメの要約には書いておりませんが、最初に挙げておきたいと思っております。

まず事実として「慰安婦」とか「性奴隷」とか「軍慰安婦」とか「従軍慰安婦」とかささまざまな形で言われる問題というのはどういうものだったのか。私はこの点については、慰安婦問題が「そもそも慰安婦という存在がなかった」とか、あるいは「強制というものの要素が全くなかった」、あるいは「すべて強制だった」という極端な意見というのは、少なくとも今日の段階では九〇年代からの十年以上の研究の積み重ね、それから裁判における事実認定を通じて明らかにされていると思っております。

非常に強制的な性格が強く慰安婦にさせられた人もおりましたけれども、それは比較的少数であって、多くは騙されて連れていかれる、あるいは事実上の強制に近い形というものがあるわけです。その強制というのは、別に日本という国家からの直接的な強制というよりは、親から、あるいは周りの村から、さまざまな強制や、あるいは騙されたという形があったのではないかと私は考えております。

二番目は、事実の問題よりも、さらにむずかしいのは評価の問題でありまして、これは二つ大きな問題があるかと思っております。一つは、いま申し上げて先ほど学生たちとのシンポで橋爪さんが的確に指摘なさったわけですが、戦争というのが非常に膨大な規模の人権侵害であるわけですから、日本はおそらく第二次大戦で一千万から二千万以上の海外の人を殺したと思われまして、日本国民の犠牲も約三百万いるわけですから、そういう死者を含め、また負傷者といったものを含めてなぜ慰安婦だけの問題を強くこれだけ取り上げる意義があるのか。じゃ、他の問題は放っておいていいのか。戦争というのは所詮そういうものであって、慰安婦の問題だけを取り上げるというのはおかしいのではないかという問題が一つあるかと思っております。

もう一つは、当時の判断基準、道徳基準、法の基準でおそらくやむを得なかったという時代感覚があるなかで行われた

行為を、今日われわれが事後的にどういうふうにかつて裁くことができるのか、特に刑事責任を追及できるのかという問題があるかと思っております。近代法の最大の原則は罪刑法定主義でありまして、きょう私がやることはきょうの法の原則に従って裁かれなければならない。きょう私がいいと思って周りの人もいいと思っていることを、明日の法によって裁いてはならない、そういうものをどう考えるか。

さらに評価の問題としてむずかしいのは、戦後日本はさまざまな国々と二国間の平和条約や経済協力協定を結んで、あるいは国交正常化協定を結んで、戦争、あるいは植民地支配に伴う問題を法的には解決してきた。慰安婦問題というのもそこで解決されてしまったのではないかと。日本政府はそういう立場を取っておりますし、また韓国政府やそういう被害国の大方、オランダなどもそういう立場を取っております。

私自身は国際法学者として必ずしもこういう解釈を取るべきではないと思っておりますけれども、しかし、現実に日本の裁判所でそういう解釈が確立して、裁判で争ってもまず勝てないだろうと私は九五年の時点で判断しましたし、その私の予想は残念ながら今日までほとんど当たっております、日本の裁判ではほとんど慰安婦問題については被害者の側が勝つことはできないで来ているわけです。

それでは立法という方法があったのか。あったかも知れませんが、しかし、今日までそれも実現していません。これから実現するかどうかは今後の政治状況ですが、意見が分かれるところだろうと思っております。

この問題は続いて第三に、それでは九〇年代の時点でわれわれはどうすべきだったのか、さらに今後どうすべきなのかという問題につながっていくだろうと思っております。この点でおそらく私、和田さんと荒井さん、上野さんと分かれた非常に大きな点だったろうと思っております。おそらく荒井、上野、和田、大沼というのはこの慰安婦問題、あるいは法的な問題の解決ということについては、そう大きな違いはなかったろう。ただ、アジア女性基金というものに私と和田さんが加わって、荒井さんと上野さんはそれに批判的な態度を取ってこられたということはここでの判断の違いがおそらく決定的だったのではないかと。

私は率直に申し上げて、市民運動の力量というものに対して、そう楽観的な認識をもつことができなかった。九五年の段階で村山内閣以上の内閣が将来できるとは思えなかった。日本の裁判所で勝るとは思えなかった。私はまたあの時点で総理のお詫びの手紙と、国民の償い金、さらに日本政府が事実上、補償という形で出す医療福祉支援、そして歴史認識、この四点を柱とする形というのは、われわれが実際に望み得る最大限であったという判断がありました。

そのことは四番目に私の市民運動に対する批判にもつなが

ります。市民運動の側では、ある意味では「基金つぶし」という形の運動が韓国でも日本でも行われて、メディアも大方はそれに走りました。私は基金がさまざまな問題を抱えていて、そこに限界があったことは確かだと思いますけれども、市民運動の側にも同じくらい大きな問題があって、そのことの自己批判なくして将来の日本の市民運動というのはまた同じ大きな誤りを犯すのではないかと思います。

基金の事業がどういうものであったかということは、和田さんがこの後で詳しく話して下さいますので、そこに譲るとして、基金の設立のことだけごく簡単に申し上げておきます。詳しいことは和田さんと、あと下村満子さんと私が東信堂という出版社から『「慰安婦」問題とアジア女性基金』という本を出しております、このなかに詳しく書いておりますので、関心のある方を読んでいただければ幸いです。

私自身は、慰安婦問題への最初の関わりというのは八〇年代にこの問題を知りましたけれども、在日韓国朝鮮人の年齢の行った女性の方々から「絶対この問題を扱ってはいけない。私が被害者だったら絶対にこの問題を公にしてほしくない」ということを強く言われて、私もそういうものかということで、気にはなりながら問題にはしてきませんでした。運動としては扱ってきませんでした。

それだけに九〇年代の初頭に被害者が勇気をもって現れたということは、私にとって非常に大きな衝撃でありまして、それに対して日本の当時の自民党政権が何もやらない、問題を回避しようとしているということに対して、私は非常に強い憤りを感じておりました。

その後、村山内閣ができて、私がずうっとサハリン残留朝鮮人の帰還運動と一緒にやってきた五十嵐広三という社会党の国会議員ですけれども、この方が官房長官になって「慰安婦問題の解決をするんだ」ということから、私も「それをやらなければ」ということでこれに携わるようになり、私の最初の考え方は、ドイツで二〇〇〇年に実現している基金とほぼ同じで、政府と国民が共にできれば同額のお金を出し合っただけで基金をつくって、戦争責任、植民地支配責任に関わる一切の問題をそれによって解決しようと考えておりました。

ただ、当時の政治的な力関係から、それは実現することなく、「アジア女性基金」という形で慰安婦問題だけに特化した形で、先ほど言ったように、償い金は国民からの募金、医療福祉事業は政府からのお金、そしてそれに総理のお詫びの手紙と歴史認識の明確な確立という四つの柱で出てきたわけです。

基金をやってきたなかでさまざまな反省点、悔いが八年間にわたって残ります。まず技術的な点からいいますと、基金をつくるに際して呼びかけ人と理事会を完全に分離してしまっただけで、呼びかけ人のなかで理事になったのは下村満子さんだ

けで、私も和田さんも当初は、あるいは三木睦子さん、山口淑子さん、こういった有力な方々はすべて理事になりませんでした。これは非常に大きな間違いで、理事会が当初不活発であったことの大きな理由だと思います。理事会はその後非常に活発に動くようになりましたけれども、最初のいちばん大事な一年間、呼びかけ人と理事会の温度差がありました。

それから政府の十分な協力と積極的な姿勢を引き出せなかったということは、やはり基金の非常に大きな悔いが残ったところだと思います。政府のなかにもさまざまな声がありまして、私や和田さんのような意見に近い人から、全く基金を一つの道具として使おうという人たちまでおりましたけれども、前者の人たちへの働きかけが不十分であった。

さらにもう一つは、決定的に足りなかったのはメディアへの働きかけが不十分であった。このメディアへの働きかけが不十分だったということは、市民運動の側のある種の独善、狭量さ、「アジア女性基金をとにかく叩く」という対応と相まって、アジア女性基金による償いというものが、「政府が単に法的責任を回避するためのずるいやり方なんだ」というイメージを日本国内でも、また韓国のなかでも、あるいは国際的に植えつける非常に大きな要素であったと思います。

私は例えば二〇〇〇年にドイツでつくられた基金、それから米国の日系人の戦争中の収容所への収容に対する米国の大統領の謝罪、あるいは中国の「花岡事件」における鹿島の責任を追及した結果としてつくられた救済基金、こういったものとの比較でアジア女性基金というのはそう見劣りするものではなかった。日本の多くの人が考え、あるいは世界の圧倒的な人が考えるように、そんなに見劣りするものではなかった。

例えばドイツの二〇〇〇年の基金というのは、被害者が救済を受けるために法的な請求を放棄することを要求されています。これに対してアジア女性基金はあくまでも「被害者が法的責任を追及することは許容する。裁判はどうぞ続けて下さい。もし法的にあなた方が訴えて勝つことができたなら、それは大変結構なことです。これはしかし道義的責任からの償いのお金ですから、どうぞお受け取り下さい」ということでやってきました。

これを政府に飲ませるのに、われわれは大変な努力を払って、その点では、私どもは政府を説得できてそれなりの誇りを持っております。そういう意味ではわれわれはドイツの二〇〇〇年基金よりも進んだ形をつくったと思いますけれども、そういうことはほとんど評価されなかった。

またこの本のなかにも見開きで米国大統領の収容所に入れられた日系市民へのお詫びの手紙と、それから日本の総理大臣の元慰安婦へのお詫びの手紙を比較できるように書いてありますけれども、これは和田さんが非常に努力をして、政府にかなり強く飲ませた結果として、私はこれは日本国総理大

臣としての立派な謝罪の手紙であると思います。しかしこの手紙の内容というのもほとんど韓国やフィリピンでは知られないままに、「日本は謝罪をしていない」というイメージが流布いたしました。

そういう意味でわれわれの努力不足と、またメディアと市民団体の一方的な主張というものの結果として、残念ながらアジア女性基金の活動が十分評価されずに来てしまったということは事実であります。

またもう一つ大きな問題は、私はある意味でアジア女性基金というのはおそらく時代よりも早すぎたのではないかという気がいたします。と申しますのは、日本でも韓国でもほとんどのところで「政府イコール国家」といういわば思い込みというのがまだまだ強い。つまり国家補償というのは政府が金を出さなければ国家補償ではない。国民というのはあくまで民間なんだ。ですからアジア女性基金は「民間基金」「民間基金」とずうっと言われてきたわけですね。

「国民というのは公的な存在であって、国家の不可欠の要素である。国家イコール政府ではない」というのが私の一貫した主張でありまして、「それは二十一世紀の市民社会というものを大事にする市民運動こそがわかってくれるべきだ、メディアこそがわかってくれるべきだ」ということを私は一貫して主張してきましたけれども、残念ながら、その考え方は受け取られることなく、「政府が金を出さなければ、政府が謝らなければそれは公ではない。国家の問題ではない。それは所詮民間の善意を利用しただけなんだ」という評価が一般的でありました。

さまざまな悔いと反省は残りますけれども、そのことは同時に、市民運動の側やメディアの側の反省も、私はいま申し上げたように関わってくると思っております。今日まで、具体的な話は和田さんがお話下さいますけれども、われわれがさまざまな犠牲者の方々にお渡しすることができた償いというものが、一体どういう意味があるのか、今後どういう問題が残っているのかということ、あくまでもアジア女性基金というものを日本がなすべきさまざまなあり方の一環として考えていただければと思います。どうもありがとうございました。

橋爪 ありがとうございました。それでは次に和田先生、お願いします。

和田 和田でございます。アジア女性基金というものはいまもお話がありましたが、民間の団体という位置づけもありますけれども、基本的にいえば、政府の決定に基づいてつくられた組織でして、会議はすべて、つまり理事会ですね、運営審議会のすべてですが、すべて外務省、それから内閣の人びとも同席して議論してきました。基金が出す文書、すべての方針は外務省、内閣が承認しなければ決定できないということになっていました。事実上のこれは政府のもとにある機関

ということであったと思います。

そこで枠は、与党三党の決定しましたこの基金をつくるプロジェクトの決定、それを受けました五十嵐官房長官の最初の記者会見における基金の構造についての説明、これによって枠が決まっております、結局、そこに入りました市民たちがやりましたことは、その枠のなかで最大限に内容を拡大するということとその思想をできるだけ明確化するということであったわけでありまして。

それで基金が始まりましてから決定しましたことは、そこを書いてございますが、まず最初に名称の問題がありました。名称の政府案では「友好基金」というふうになっておったんです。呼びかけ人全員がこれを望みませんで、これは「国民基金」というふうに変わったわけでございます。これは英語にすれば「ナショナルファンド」というふうになると、そこに多少国家補償派の儂い夢があったということかも知れません。

それから八月十五日の全国五紙に一面広告を出したわけですが、これは一億数千万かかっておるわけです。そんなむだなお金を使うということがありましたが、それを推進した私の気持ちは、「一度（ひとたび）これを始めたら政府は決して逃げてはならない」という意味で、その政府が逃げないために保証の金を積むというつもりでこれをやらしてもらいたいということでした。そのようにはっきり申しませんが、そういう気持ちでした。

それから個人への償い金を二百万円と決めたわけですが、これはやはり慰安婦として犠牲を受けたアジアの人たちが、これはそのときは日本人も含めてという気持ちでしたが、名乗り出てきて求めれば、すべての犠牲者に二百万円を払っていくという決意でこれを決めなきゃならないということでした。だからその意味でいえば、犠牲者があるかぎり、これを続けていくという気持ちであったわけですね。

それから首相のお詫びの手紙はいまもお話がありました。

それから国民の皆さんからいただく償い金と政府資金による医療福祉支援というのの扱いが、当初の政府案では非常にこの医療福祉支援の説明が曖昧でごく弱いものでしたが、私たちはこの医療福祉支援を非常に重視しましたので、国民からの償い金と政府の医療福祉支援と両方合わせて、これを「国民的償い」の事業と考えるということ、これを強力に主張して、そのような内容説明になっております。

スタートは当面、フィリピン、韓国、台湾を対象とするということを決めました。これはそういうふうな被害者からの要求もあり、政府のほうのある程度話し合いもあるということで、ここが一時、とにかくとりあえずの対象というつもりで私たちは始めました。

この三国に対する事業についてでございますけれども、フィリピンにつきましては、医療福祉支援は百二十万円相当、

韓国・台湾は三百万円相当となったわけでございます。これはご承知のとおりであります。それで韓国・台湾のNGOは非常に強くこのアジア女性基金に反対いたしましたわけですが、実施についても反対いたしました。しかし、フィリピンのNGOは国家補償を求めておりましたけれども、フィリピンのNGOは「高齢の被害者がこの基金を受け取りたいというならば援助する」という態度を取りまして、終始、フィリピンのNGOは事業については協力的な態度を取ってくれたということが非常に特筆すべきことだったと思います。

それから申請・認定でございますが、韓国と台湾の場合には韓国政府の認定、台湾は政府が依頼した台北市の婦援会という団体でございますが、その認定によって、既に韓国と台湾では被害者の認定がなされておりました。したがって、その認定された人に対して支給するという態度を取りましたので、基金としては、どういう被害を受けた人であるかということについて具体的には基本的には問わないということになっております。韓国・台湾で認定を受けた人に対して支給する。フィリピンの場合には、基金に対して被害者からの申請が出た後に、フィリピン政府が新たに認定を行いました。そういう形を取っております。

実はこの認定ということが非常にデリケートな問題であり、むずかしい問題であるということでもあります。基金の側では認定は行わないという基本的な態度を取っております。それで韓国、台湾については、具体的に被害者の被害の実態というものを具体的には掌握してはおりませんが、フィリピンの場合には一人ひとりの方がご自身の被害を受けた状況について説明されております。

その結果として、フィリピンの場合には、いわゆる通常の慰安所というところで働かされていたという通常の慰安婦という方々ではなくて、大体日本の軍隊が駐屯している地域において暴力的に部隊が女性を村から連行してまいりまして、部隊の建物に一定期間閉じ込めて連日のようにレイプする、こういうような被害を受けた人を慰安婦に相当するものと認定をいたしております。したがって、基本的には継続的にレイプを受けた人を対象にしておるところがフィリピンの際立った特徴です。それでいわゆる慰安所の場合ですと、コンドームの使用であるとか、兵士のほうからは金銭的な支払いがあるわけですが、フィリピンではそういうようなことは全くない。そういう非常に暴力的なケースというものが対象になっておるところでございます。

それでフィリピンでは、認定を受けました人は一〇〇%支給いたしております。韓国の場合には、基金を受給した人はわれわれが当初強い批判のなかで予想したよりは多かったです。政府認定者の五〇%には達していない、そういうことであります。台湾もそれよりちょっと落ちる具合であり

ます。

それから基金が活動を開始した後にインドネシアとオランダの事業が決定いたしました。これはインドネシア、オランダと外務省のほうで話し合いを進めまして、これが基金のほうへ回ってきて、基金はこれを受け入れてインドネシア政府、そしてオランダの事業実施委員会との間にメモを基金が取り交わすということになりました。これは政府のほうの交渉を基金が受け入れたということでございます。それでご承知のとおり、インドネシアでは高齢者福祉施設整備事業に十年間で三億八千万円を支援して、高齢者のためのホームをつくるということをやっております、まだ途中でございます。これがまず決定いたしました。

それでオランダに対しましても医療福祉支援事業というものを実施するということになりまして、基金のいわゆる三位一体の事業というものはオランダに対して実施しないということになりました。しかし、オランダの側といろいろ話し合いを行いました結果、オランダの側では必ず個人に対してこの医療福祉支援事業を実施してもらいたいということになりまして、これが受け入れられまして、二億五千五百万円の支援額を個人に対して支給することになったわけでございます。

そしてオランダの事業実施委員会、これは民間の団体でございますが、認定作業を行いました。そして支給が行われたわけでございます。オランダでも認定者の一〇〇%が支給いたしております、これはオランダで生存被害者のうちのほとんど九割以上だろうと見られております。特にオランダでは受給者からの感謝の手紙が寄せられているというところが非常に特徴でございます。以上が実施のプロセスでございます。

それで残された問題でございます。私が考えるところでは、この基金として見た場合の残された問題でございますが、韓国・台湾で支給した被害者に対する社会的認知が得られていない。この人たちが事業を受け取ったことがほとんどの場合は隠れて行われておりますので、プライバシーを守るということは当然ですけれども、それ以上に隠れて行われておりますので、今日まで何人に支給したかということは発表できない状態が続いております。これらの人びとが受け取ったことは、それで仕方がない、あるいはそれで良いというふうな社会的認知が得られることはミニマム必要なことではないかと思っております。

二番目には、韓国・台湾では認定被害者の過半が事業を受け入れなかったということはどう考えるかという問題です。これに対して日本政府としてしっかりした態度表明が必要ではないだろうかと思っております。

三番目には、被害者がいることが知られている中国やマレーシア、ミクロネシアに対して、いま事業を実施しないこと

になっておりますが、なぜ実施しないということになっているのかということについて、政府はこれを新たに公表する必要があるのではないかと私は繰り返しいま考えております。

四番目には、北朝鮮に対しましては先般の「日朝平壤宣言」によりまして、請求権を放棄した上で経済協力を行うという方式、基本的には日韓条約と同じような方式で実施することになりました。そうなりますと、日韓条約にプラスしてアジア女性基金の事業を慰安婦に対して実施した韓国と同じ扱いをする必要が少なくともある。そうすると「平壤宣言」の経済協力をプラスして、アジア女性基金の事業を平壤の二百人の慰安婦の人たちに対して実施する用意があるということ、日本政府として表明しないと、これは不公平ではないかと私はいま考えております。ですからその問題が重要だと

最後に、書いてありませんが、もう一つ広く視野を取って考えますと、フィリピンの先ほどのような戦場での兵士が連れてきて兵営に閉じ込めて連続レイプしたというケースは中国で非常に顕著に見られる点でございます。それでフィリピンにはそういう人たちに対して支給をして、中国には支給しないということは、明らかなアンバランスであるということが一つ。

それから同じインドネシアの地において被害を受けたオランダ人の人びとに対しては個人に対する償いを実施しておりますが、インドネシア人の被害者に対しては個人に対する支給は行っていません。いずれも中国、インドネシアでは被害者が名乗り出て国家補償を要求しているという状況のもとで、このようなアンバランスな取り扱いをするということに基金は終わっている。これ、どうしようもないということでございます。それがいまの基金の到達した点であるということをお知らせしておきます。以上です。

橋爪 ありがとうございます。それでは次に荒井先生、お願いします。

荒井 荒井信一でございます。私は基金は失敗した、そこからわれわれはどういう教訓を得て活動していくか、それが簡単に言いますと、私の前提であります。

基金が失敗したという理由は、一昨年ですか、去年ですか、十二月に衆議院内閣委員会で基金の横田洋三さんが参考人として基金のことを述べられた際に、議員の質問に対して「受領しているのは被害者の約四〇%だ」ということであります。逆にいえば、過半数が償い金を受け取っていないということでありまして、被害者の多数が受け入れていない、こういう事実を一つだけ挙げておきます。ともかく十五分という時間ですので、あまり申し上げません。

あと、レジメをちょっとご覧いただきたいんですが、一つ前提として、いままであまり問題にされていないんですか、七〇年代から八〇年代に日本政府が戦後処理問題を扱った。

これは基本的には終わったという立場であります。そのデザインを確認しておく必要がある。

つまり、一つは、国と国との間の問題としては国家賠償の問題があります。これについては最後の賠償支払いが一九七七年でありまして、したがって、戦争賠償は二国間条約で解決済みだ、こういう枠組みが一つできてきます。

もう一つは、国内で戦争被害を受けた人への補償問題です。これは日本政府の補償は大前提がありまして、国家との契約のあった人には手厚く支払う、これは戦没者遺族であるとか軍人恩給、この線であります。それ以外の人びとに関しては、簡単にいえば戦争による苦難・苦痛を等しく受忍しろという受忍の論理であります。

そしてちょうど中曽根内閣のときに、そこにあります懇談会を設けて、国内において補償すべき対象は残っているのかという検討をしたわけでありまして。その結論が「もはやこれ以上国において措置すべきものはない。もう戦後処理は終わった」と。ただ、例えばここで「遺族」と書いてあるのは、戦没者のお子さんたちですね。これはさまざまな労苦をしている。だからその労苦に対して補償に代わる措置を考える必要があるのかどうかということで、ここに挙げた五つの問題について補償に代わる措置というものを検討しました。そして遺族についてはいま靖国神社の大鳥居の前に建っている「昭和館」という形で具体化するわけですが、本来は遺児の労苦に報いる施設をつくる。

もう一つ、シベリア抑留捕虜、これは電車に乗ると吊り広告が、これも大変なお金がかかっていると思うんですが、住友ビルに平和なとか基金というのがあります。つまり、シベリア捕虜の労苦に報いるために、銀盃と一人十万円、それからこの祈念館をつくる、これだけでありました。これでもう日本政府の立場からいうと、国外、国内において戦後補償の対象はないという前提ですね。そしてこれから勇ましく国際国家へ羽ばたこうというのが中曽根さんのデザインであった。

その後、九〇年代までに非常に大きな歴史の転換がありましたけれども、官僚というのはいわば先例主義で、先例に従ってやっていくわけですね。つまりこのグランドデザインが周りの状況と全く関係なしに、官僚的戦後処理の前提として残ってくるわけでありまして、したがって、官僚の立場からいえば、隙間を狙って何かやっていくという以外にないということになります。

ところが、具体的な解決を迫られる問題、これはご承知のように冷戦が解消する、それからいわゆるグローバル化で大きな転換を迎え、さまざまな改革の課題が出てきています。そういうなかで慰安婦問題というものが再定義されてくるわけでありまして。

再定義される一つのきっかけは、韓国・台湾における民主

化運動、そのなかでの人権意識、特に女性の人権に関する意識が高まってくるわけであります。特にこの段階に日本男性の買春旅行というのが盛んに行われました。

先日亡くなりました松井やよりさんが一九七三年に『朝日新聞』に、これは小さな記事であります、「金浦空港に日本男性のセックスツアーに抗議して梨花女子大生が押しかけた」という記事が載っております。その当時のことについて松井さんの書いているところだと、「日本人の韓国へ渡航する人数は七十万人、そのうち女性は五万人しかいない」ということも当時書いているわけであります。

おそらくこの当時、金浦空港に押しかけた梨花女子大の学生や先生たち、このあたりから日本人のセックスツアー、それから性奴隷、さらに従軍慰安婦問題というものの新しい意味というのを発見してくる。つまり、韓国の民主化、軍事政権との戦いのなかで位置づけられたことであります。

台湾でも同様です。台北市婦女救援基金会というのが運動主体であります、これもいわゆる花街に、特に少女が人身売買で売られていく、そしてこれがセックスツアーの食べ物になっているということに対する反対、憤り、ここから出発していく。これもほぼ同じ時期にやはり従軍慰安婦問題というのを発見していくという形であります。

二番目は、国連の人権委員会に韓国のNGOが従軍慰安婦問題について提訴をするというのが九二年二月だったと思えます。この提訴の文章を見ますと、「韓国の植民地化が非常に不当になされた」という書き出しから始まっているわけであります。

当時、韓国平和関係の文書、条約正本がソウル大学で発見されまして、それにはタイトルもない、編集した様子もない。国が保護国になるような重大な条約だけど、署名は外務大臣だけだという、これは学問的にはいろんな問題がありますが、そこから韓国というものは非常に不当に植民地化された。つまり、合法的な植民地化というのがあるのかどうか分かりませんが、いわば日本による強制占領だという議論が起こってくる。そういうなかでいわば脱植民地化の大きな契機として慰安婦問題が発見された、ということをも一つ強調しておく必要がある。

その次には、先ほど大沼さんも言及されましたが、金学順裁判、元慰安婦の方が東京に来て提訴した。その段階では、日本政府は「民間業者が連れ歩いて云々」ということしか言っていなかったわけですね。それがしかしきっかけになって歴史家が資料発見をし、さらにサバイヴァー、支援団体、法律家、こういう人たちが一緒になってこの問題の解決に取り組んでいくという態勢が出てくるわけであります。

そして九二年の十二月に東京で「従軍慰安婦の強制連行に関する国際公聴会」というものが開かれました。これはもうぎっしり満員で、舞台上にまで人が登る、世界中のマスコ

ミが押しかけるということで、つまり、世界問題化した大きなきっかけであります。私どものセンターはこの公聴会をきっかけにできたということであります。

そういう意味で、センターにとってはちょうど十年経つわけでありますけれども、その十年間の成果を「2」に書いてあります。これはわれわれの機関誌に、そこにありますように、「成果と課題その他」とありますので、これは省略します。

そして立法解決の問題に行きますけれども、日本で議員立法ってどうやってやるのか、皆さんご存じでしょうか。よく「日本は議員立法の数が少ない」なんて言いますが、なぜ議員立法がなかなか日本でできないかという、これは技術的に大きな壁があるからであります。つまり、衆議院、参議院それぞれに議会法制局というのがあります。その法制局にいわば法案を審査してもらう。あるいは法制局が助言を入れる。法制局が確認しないと、これは提案できないんです。これが非常に大きな壁になっていました。

従軍慰安婦問題について言えば、外務省、つまり日本政府は「法的にはもう解決済みだ」と言っているわけであります。条約の締結権を持っている政府が法的にはもう解決済みだと言っているのに、例えば国会で立法する、これは国会が政府の権限を犯すことにならないか、あるいは憲法上問題があるんじゃないか、こういう問題がつきまとっていたわけであります。

立法運動が可能になります一つの非常に大きな経過は、この壁が突破できたということであります。これは九九年九月八日、参議院決算委員会で当時の野中官房長官が「過ぐる大戦の賠償並びに財産及び請求権の問題につきましては、サンフランシスコ平和条約や二国間の平和条約、さらにその他の関連する条約等に従いまして誠実に対応してきたところでございます。これらの条約等を踏まえた上で、従軍慰安婦問題につきましては新たな立法を含めどのような措置をとるかは、これら条約等が規定している問題ではないと考えられるところでございます。ですから立法措置をとっても憲法上の問題を生じせしめることはない」ということで、きわめて官僚主義的な壁がクリアできたわけであります。

ここから立法運動というものがいわば日程に上ってくる。つまり慰安婦問題を解決するためのさまざまな法案の作成、立法の試みというのはたくさんありましたけれども、いままでの壁が乗り越えられなかったということで、これは九八年に一つの展望が出てきたということがあります。

それからもう一つ、このときに、これは後に高裁で否決されますけれども、慰安婦裁判について山口地裁下関支部が「慰安婦問題というのは日本国憲法の根幹に関わる重大人権侵害だ」ということを言い、そして細かい法令は略しますが、でも、「立法を行うのは国会の憲法上の義務だ」という判決

まで下したわけでありませぬ。

ここから立法運動によって解決を求めていこうと。その場合にやはり国民基金というのは一つの先行した大変貴重な例であります。ですから国民基金のいわば失敗、あるいはそこから歴史の教訓を取りながら立法運動をやっていこうということでもあります。

現在の段階どうなっているかといいますと、現在では野党三党、つまり民主党、社民党、共産党、それから無所属議員、これは共同提案で国会に、このレジメに書いてありますような「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」というのが出ております。ここで「戦時性的強制被害者」としましたのは、一つは、慰安所で囲われている、いわば典型的な軍の性奴隷、その他に和田さんが指摘されたような連続的・継続的にレイプされている人、つまりこの両方を含むものとして「戦時性的強制被害者」ということをあれします。

そしてこれの解決促進法案というものが国会で現在、いまは選挙でいっぺん廃案になりました。また一月に新たにされると思います。そしてさっき大沼さんが言われたように、野党と政府与党との力関係ですね。これはわれわれNGOにとってはなかなかむずかしいわけですが、そういう段階に来ているわけです。そして私はこの立法ができれば、基金に善意を寄せてくれた人びと、この気持ちも十分に生かされるのではないだろうかと考えております。時間ですので終わります。

橋爪 大変ありがとうございました。それでは上野先生、お願いします。

上野 はい、きょうのタイトルを見て下さい。「『慰安婦』問題再考——『右』から『左』まで一緒に議論しよう——」と書いてあります。何か事件があると、英語でこういう言い方があります。「イットゥ・テクス・トゥー・トゥー・メーカーッド・ハブン」、この集まりのなかになぜ被害当事者もしくは被害国の方がいらっやらないだろうか、と私は最初に疑問に思いました。お声をおかけになって、もしかしたらお断りになられたのかも知れませぬ。しかしながら、考えてみましたら、ここで私たちが日本語でこういうことを話し合うということは、日本という国とそこに住む私たちが、慰安婦という問題について一体いかに対処したかについての問題を話し合う場ですから、これは日本問題について語り合う場であると考えたいと思います。

この集まりがアジア女性基金の仕掛けによって成り立ったことは、もうもはや十分にご説明になりました。八年間経って、国民基金の事業は終結いたしました。その点では、日本政府がこの問題にどう対処したかをめぐる慰安婦問題の歴史的な転機にいま私たちが立っております。その上で国民基金とは何だったのかという総括を、その担い手の当事者の方たちが、外部にこのように公開する形を取って、しかも批判的

な立場の私のような、あるいは荒井さんのような者もお呼びいただいた上で自己評価事業をなさろうとしている、その姿勢に敬意を表してここにまいりました。

その点では、例えば強制性労働というものがあったかどうかという事実認定のレベルのような議論は、私はしたくありません。この点については、政府および司法によって既に事実認定は行われており、当時の国際法に遡っても強制労働条約違反であり、かつ就業条約違反であるということも裁判によって明らかにされているということは最初に申し上げます。

というわけで、私のテーマは「国民基金の総決算」というものです。国民基金はスタートからのねじれを抱えておりましたが、それが後々に大きな問題を引き起こすようになるんですが、それは官か民かという玉虫色の解決を採用したということです。これは名称の曖昧さにも反映されておりまして、これは「国民基金」とも、あるいは「アジア女性基金」とも、人によっては村山内閣がつくったから「村山基金」とも呼ばれてまいりました。

この玉虫色は、国内向けの顔、国内向けには民間だと。国外向けには政府であり、官製であるという顔の使い分けとして行われてまいりました。そこでは政府出資と民間募金の組み合わせと言いますが、例えば「償い金」の名前で出ておりますお金は民間募金から出ており、国庫からは償い金を出していないという、このようなエクスキューズを政府が国内反対派向けに使うという形でやられてきたわけです。

したがって、考えてみれば、民が出した金を償い金として差し出すのに、総理大臣がなんで謝る資格があるのかと思ったりしますけれども、それにしても、基金の理事の方たちにとっては、総理名のお詫び状を含むこのようなやり方は、大沼さんは「国家はすなわち政府ではない」とおっしゃいました。いかにも政治学者らしい理想主義ですが、その理想主義が政府に利用されたということもお考えいただければと思います。そのような呼びかけ人や理事にどなたがおなりになるかについては、外務省の関与があったということもはっきりしております。

ここでいばん肝心なのは、誰がこれを求めたのかということ。被害者という人たちが既におり、その人たちが既に要求を日本政府に突きつけてきた、そのことに対して被害者の要求と差し出されたものとの間に、その出発点から決定的なズレがあった。ここははっきり申し上げなければいけないと思います。

と申しますのも、「宋神道裁判」という有名な裁判がありますが、このとき、宋さんは「私がほしいのは名誉の回復であって、金銭ではない」。したがって、最初はゼロ円という案をお出しになりました。これでは裁判にならないという弁護団の忠告を受け、それならということで「一円」をお出しに



なりました。一円では話にならないというので、その次に「それなら一億円」という、これは将校クラスの軍人恩給の積算をもとにした額でしたが、最終的には現行の日本の法律に準ずるような形で一千二百万という額を出しました。これは敗訴をいたしました。

もう一つ、「文玉珠裁判」、還付裁判という名前で有名な、これは郵便貯金、これは額が二万六千六百六十五円です。これは戻ってきたとしても、訴訟費用にさえ満たない額です。しかもこれは文さんが賃金として支払われた額ではなく、チップとして日本兵からもらった額をご自分が郵便貯金にされたものを、彼女は「なぜいま頃取り返したいか、自分が憎んでいる国の金融機関にそれを置いておきたくない」という名誉の回復という動機でこれをお始めになりました。

この判決も原告の言い分は通りませんでした。ただし、画期的な判決が出ました。それは「立法不作為の罪」、つまり司法機関が立法機関に対して、いままで何もしてこなかったこと、そのこと自体が犯罪だということを使ったわけです。したがって、ここでの結論は、被害者の方たちの「筋の通った補償」の要求に対して「筋の通らない補償」を提供した。だとすれば、受け取り拒否が起きるのは予測された事態だったということになります。

ここで起きるのが、国民基金が失敗だったということのもう一つの理由は、何よりも二次被害がここで発生したということです。支援団体の反対を受けてそれを押し切る形で行われたものが、結果としては被害者の分断をもたらした、支援者の間に混乱をもたらした、さらにダーティー・マネーとなってしまったこの償い金を受け取った被害者のさらなる沈黙、沈黙をあえて破ろうとした人たちをさらなる沈黙に追い込むという二次被害をつくってしまいました。

結果として国民基金は自らのやることを非公然化せざるを得ず、隠密行動で被害者に接触し、その結果、被害者の方と支援団体のなかでさらなる猜疑心と混乱のスパイラルというものを生み出すに至りました。その結果、このような状況に対して、一部の理事による支援団体、市民運動批判というのが出たのですが、私、大沼さんのお気持ち、痛いほどわかりますけれども、これはおやりになるべきではなかったと思います。殴った人がそれ以上殴り返されたからといって、「殴り返したおまえが悪い」ということはできないというのが私の立場です。

そうすると、国民基金の政治的決算に関しては、私たちはいま今日、この基金は「ないよりまし」な政治的な決断だったのか、それよりも「なかったほうがまし」だったのかという厳しい評価に立たされます。いろいろなご説明がありましたとおり、これは「村山政権が成り立ったという戦後政治の上の全く稀有な政治的な好機の一瞬を突いて出来上がった決断であり、それ以前にもそれ以後にも可能性がなかった」と

繰り返しておっしゃるこの政治リアリズムには、根拠があった。これは事後的に十年経てみたら、残念ながら証明されたと言わざるを得ません。

すなわち戦後補償立法、慰安婦特別立法を議員立法でつくればいいと言いながら、今日に至るまでそれができていないという政治的な現実、それから保守政権はその後、村山政権の後、直ちに政権復帰し、今日に至るまで長期政権化しております。その上、のみならず国民世論のナショナリズムはさらに強化する方向に動いてきております。事態は九一年のスタート時よりもある意味で悪化しているかも知れません。

したがって、そのときの政治リアリズムによる判断は、残念ながら当たっていたと痛恨を込めて申さざるを得ません。しかしながら、どのような政治的な判断も、意図の論理ではなく、結果の論理で判断されざるを得ません。となれば、確かに事業は相手国によって文脈が違いました。成功と言えるようなものはあったかも知れません。しかしながら、ここで起きたのは予想を越えた事態が起きたことでした。

しかしながら、もう一度ここで問いかけましょう。被害者が償い金を拒否するということが本当に予想を越えていたのでしょうか。反対派はこれを予想しておりました。だとしたら、この予想を掴み損ねたということ自体が、被害当事者および支援団体の状況把握が弱かったとは言えないでしょうか。

この事態を例えてみれば、こういうことではないでしょうか。「お腹が空いたから食べ物がほしい」と言っている人に、毒まんじゅうを与え、食べないと「私の善意が受け取れないのか」と怒る。「毒が入っているから食べられない」と言い、実際、食当たりを起こす人が出てくると、「私は知らなかった。予想を越えていた」というふうに言うが、実際には、もしそこで現実に食中毒が起きたとしたら、この事態に対して責任を取るべきは誰でしょうか。

私がここに出てまいりましたのは、基金を支えてきた和田先生をはじめとする戦後日本の良心とでも言うべき理事の方たちに対する敬意からです。止むことのない敬意からです。しかしながら、この良心というべき人びとがこのようなねじれに巻き込まれ、日本の戦後政治の一つの失敗を自分の汚点として引き受けられなければならなかったこの事態を、私たちがどう考えるかということを重い問いとして突きつけられていると思います。

基金の理事の方たちは一人ひとりの誠実な善意から基金に関わり、持ち出して時間とエネルギーを費やされ、言うに言えないつらい思いをなされ、その上、自分が成し遂げたことについて、他人にそれを言って誇ることもできない、そのような立場に追いやられていらっしゃいます。私はこれをそのままにしておくことができないためにここにまいりました。

この方たちの良心と戦後の政治的ナリアリズムの結合が基金を推進しましたが、このなかで募金応募に応じた方も応じなかった方たちも引き裂かれました。九一年の時点で、私は証言をいたしますが、慰安婦の方たちの証言は日本のなかに大きな衝撃をもたらしました。私は市民運動の側におりましたから、「あの人たちのために何かをしてあげたい」という気持ちが沸点に達していたと思います。しかしながら、その沸点に達していた気持ちが行き場を失い、基金に応じた人も応じなかった人もいわばその善意の着地点を失って混迷したと思います。

だとするならば、このような事態を引き起こしたのは、もう一つは「あり得たかも知れない『もう一つの選択肢』」をつくり出すことができなかった市民運動の側の力量不足だった」と大沼さんがおっしゃるのは甘んじて受けざるを得ません。そこではやはり私たちは市民の義務と国家の義務というものを区別すべきであった。その点では、市民は市民としての義務を本物の民間基金としてつくり出すことで、偽の国民基金と対抗するだけの力量が残念ながら持てなかった。その結果として、基金理事の方たちは残念ながら国家の代理人として振る舞ってしまったと思います。

その点については、金による解決を禁じ手とした市民団体の多様性の排除と目的の限定ということもあったと思います。もう一方で、どなたもおっしゃらないので申しますが、「女性国際戦犯法廷」というものが二〇〇〇年に行われております。ここでは「民衆法廷による『正義の回復』」というものが、これは被害者の方たちの大きな協力と全面的な喜びをもって受け入れられています。「私たちがほしかったのは、お金ではなく正義の回復だった」。もちろんすべての方がそうだというふうには申しておりません。

その点では、国民基金が自己総括をなさるについては、いまからでも遅くないことができるかと思えます。国民基金はいま慰安婦補償の事業を終わられ、その他にアジアの女性支援や反性暴力の運動をもう一方の課題としておられますけれども、このような半端なことをなさるよりは、慰安婦補償という責任を一定程度、さまざまな矛盾を抱えたまま果たされたということを前提にして終結され、解散をなさり、その限界と失敗を認め、ぜひとも内部から内部者でなければおわかりにならない事情も含めて、痛烈な政府批判を最後っぺとしてやっていただきたいと私は思います。

それはこの基金の理事の方たちを含めたわれわれ自身の無力を痛恨として歴史に刻む必要があるということです。基金以後の展望も幾らか考えましたが、時間オーバーしておりますので、ここでやめさせていただきます。

橋爪 ありがとうございます。それでは日下先生、お願いします。

日下 日下です。きょうは来て本当に良かったと思っており

ます。いろんなことを教えていただきました。皆さんもお感じになったと思いますが、「『右』から『左』まで」って、どっちが右なのか左なのか、私から見ると、右のほうの人は最初、お話が国家の話が多いんですね。それから法律の話が多いんですね。でも、僕はそんなの関係ないなと思って聞いていたんです。私は民間人ですから、国家から給料をもらったことはありませんから、まあ、私は私で考えると。

なんでそう冷たい気持ちで聞いていたかというのは、いま上野さんの解説でよくわかりました。私は一般市民で、別に国家がどうするこうするということには本質的に興味がないということでもわかりました。

それでアジア女性基金の方はいろいろむずかしいことをおっしゃいましたが、結局は「金を出せ」、それから「一緒に謝ろう」という呼びかけだったんですね。それはもう出しますよ、謝りますよ、「実際こういうことがあったんだ」と教えてくれればね。それを教えてもらいたいわけですよ。

それを聞くと、「いや、それは官房長官が認めている」とか、「裁判所が認めた」とか、「国際なんとか会議でこうした」、私、そういうのは全部信用しませんからね。官房長官って、ちょっとなっすぐ辞める人ですからね。裁判所、アホな裁判官がいっぱいいるんですからね。そこで判決が下ったからって、学者が「判決が下りているからそう決まっておる」、そんなことを言っちゃいけませんよね。だから僕は素直に事実を聞きたいなと。

結局、その話を私が五分か十分かしようかと思えますけど、問題はいろいろありますよね。聞いている皆さんの気持ちなんですよ。『やはり何か悪いことをしたにちがいない』、これ、考えの下地ですよ、常識ですよ。僕は「そんなはずはねえ」と思っているわけです。だからよっぽどちゃんと証明してくれないとね。「日本国家はそんな愚劣な国家でない。日本の男はもっとちゃんとしているはずだ。そう十把一からげに言わないでもらいたい。言うんなら証拠を出してもらいたい」というのが私の根本の気持ちなんですよ。

ですから「強制された」と女性が言う。誰が強制したんですか。日本国家がしたんですか、日本軍がしたんですか。あるいはそのへんの、韓国でいえば韓国は日本領土なんですけれども、巡査がいました。これは韓国人の巡査もいた。巡査がしたんですかという、そんな証拠はどこからも出てこない。

出ないはずですよ。それは韓国人がしたに決まっているわけで、女術というのがいたんですよ。それが言葉巧みに村のなかまで入って行って、お父さんにお金を渡して、お父さんが娘を売っちゃったんですかね、騙しちゃったんですかね。娘は三日三晩半狂乱で泣きました。それはお父さんとお母さんを恨んで泣いたんでしょうって、日本国家じゃないでしょうって、僕はそう想像しているわけですよ。

そうすると、「そういうこともあります」という返事になるんですね。「だけど、それが全部ではない」。僕は「それが全部だ」と思いますけどね。このへんは昔の話で、われわれも本当は知らないし、韓国の人だってもう知らない、昔の話ですね。

そんなようなことで事実はどんなふうだったのかなと、私、比較的年寄りですから、年寄りの先輩・友だちがいますから、この呼びかけを受けてからびっくり仰天して、これ、どこまで本当なんだろうと思って、昔、韓国に何十年も住んだ人とかいろいろ聞いて回った。これも証拠というほど証拠にはなりませんけど、こんな話もありますから皆さんも参考にして考えて下さい。

その人が言ったのは、韓国というのは大変な身分社会で、いちばん上は「王族」っていうのがいますよね。その下にいるのは「両班」、これは高級官僚ですよ。字が読める人。その下に「常民」というのがいる。これはエンジニアなんです。そこから下はもう「農民」がいて、その下は「農奴」です。奴隷同然の人がいるわけです。これがもう実にしっかり分かれていた。それは住んでいる場所でもわかるし、職業でもわかるという社会でありました。これが五百年ぐらい続くわけですけどね。

実はその両班という貴族のところへときどき呼ばれてセックスをしに行く女性というのがあったわけです。その人は不思議なことを言ったんですね。「これは商売で行くんじゃないよ。尊い身分なんです。偉い人のところへ行ける女性というのはそれは自慢なんです。これは商売じゃありません。身分なんです。したがって、自分の意思で辞めるということはないんです。先祖伝来の職業なんです」と。

ですから廃業するという考えはないわけ。呼ばれたら名誉だと思ってお家へ出かけていく。帰りにお土産をたくさんもらって帰ってくる。こういうことであって、昔の韓国に都市はないから大都市ってないんですよ。大都市がないんだから盛り場もない。赤線地帯もない。商売女もない。商売女を買うようなのは外国人だ。外国から来て貿易をする人が都市にいて、そういう人が「誰か女いないか」ということはあったでしょうと。

王宮の周りに高級な両班がいますよね。両班は商売女を買いに行かないわけですからね。というわけで日本が来て国民全部に字を教えて、それから「商売をしてもいいですよ、身分制限はありませんよ、才能のある人は何でもやりなさい」。で、都市へ出てきて商売人になる人がいて、だんだんそれに応じた商売女というのが少しはできてきましたよ。そういう女性はどこから来たかという、農村・山村のいちばん下の人が来たよ。

僕はそれはそうだろうなと思って、その頃の賃金表を調べ

たんですよ。私が小学校の五年生の頃、日本は急に軍需産業が栄えまして、電信柱に「少年工求む」、いまで言うとパートタイマーみたいなものですけど、「一日一円二十銭」って書いてあったんです。

その頃、韓国の方では一円とか九十銭とか、韓国人はちょっと安い。差別といえば差別だけど、それはいろいろ使いくいんですから安い。そこで女性はまたもうちょっと安い。一日六十銭ぐらいになる。そのとき男でも一日六十銭、女ならば四十銭になるという村が韓国のなかにあったわけですよ。そういう貧しいところの人が都会へ働きに出てくるという状況がありました。

そこでその女衛とかなんとかいいんですけれども、「お嬢さん、いい儲けがあるよ」。お父さんは売った人いるでしょう。そのとき、なんと言ったか知りませんが、とにかく行ってみれば兵隊さんのお相手をする。させたのは業者ですよ。軍じゃありませんよ。これはもう間違えてくれちゃ困るんです。

なんでも軍がしたと思うが、軍というのは官僚組織の塊ですから、それは何をすることも文書がある、命令がある。「この命令は誰に宛てたものだ」という発令者と受令者が絶対書いてある。それは関係機関にもあれば、記録が必ず残っている。制度には必ず根拠があるというわけで、「従軍慰安婦」なんて書いた文書は絶対どこからも出てこない。そんな制度はありませんからね。あったにちがいないと思うのなら、そんなに日本を野蛮国だと思わないで下さいと。

そこでもう一つ区別したいのは、フィリピンや中国では女性を引きずり込んで監禁してみんなでレイプしたという話を聞いたんでしょう。信じてお帰りになったんでしょう。私はわからないから、なんともわからんけど、僕だったらすぐ質問することがある。

それは日本国がやったことか、あるいはフィリピンの駐屯軍司令官が命じてやらせたことか、たまたまその村に駐屯していた三十人か四十人の小隊とか中隊とかのならず者でやったことか、あるいはそれも小隊長や中隊長は知らない間に五人か十人の、それは組織ではないんですよ。「今夜、退屈だ」なんていってね。それは早稲田の学生と一緒にですよ。「誰か女を探してきて」という五人か十人のグループがしたことなのかはすぐに質問しなきゃいけない。当然ですよ。

そこには陸軍刑法というのがありまして、「占領地において女性に悪いことをした者は懲役何年」と書いてあるんですから。ここにも資料がありますけどね、「陸軍刑法第八十八条の二 戦地または帝国軍の占領地において婦女を強姦したる者は無期または一年以上の懲役に処す」と書いてあるわけです。日本陸軍はそれだけの秩序を持っていたわけですね。

ですから極東裁判で南京で日本の兵隊が暴行・略奪・虐殺をしたというので証人を東京へ呼んだことがあるわけです。

その証人が言ったのは「日本の兵隊が家からズボンを半分一生懸命引き上げながら出てきて、私の顔を見たら飛んで逃げた」。そういう証言が一つしかないわけですね。ということは、その兵隊は「見つかったら処罰される」と陸軍刑法を知っているわけです。だからたぶん強姦はしたんでしょうけれども、見つかったら大変だと思って逃げたわけで、これは個人犯罪ですからね。こんなものは世界中みんなあるわけでありまして、個人犯罪をすぐ日本国家の犯罪にまで広げるのは、国家に対する名誉棄損だと私は思っているわけです。だからそこは慎重にやってもらいたい。

この呼びかけがあつてしばらくして「朝まで生テレビ」か何かをちょっとつけたら、下村満子さんが出てきて、みんなからいろいろ言われたとき、「問題は女性の尊厳です！」と絶叫したわけですね。私は「はあ、あー、男性の尊厳だってひどい目に遭っているんだけどなあ」って。

私の知ってる上級生は、十九、二十歳で急に戦争に取られて、半年か一年後にまた同じ学校へ帰ってきたんですよ。そういう人たちがこの慰安の話をしていました。だから行ったというのもあるし、行かなかった。行かなかった男もたくさんいるんですよ。それはまだ十九、二十歳ですから、「そんなところの女性を相手にする気はない。自分の恥だ。自分の家族、お父さん、お母さんに対してもおれはそんなことはしない」。そういう上級生いっぱいいましたからね。そう十把一からげに「男はみんな野獣と化してなんとか」と思わないうでいただきたいんですよ。

そういう人はいます。それはアメリカ人にもいます。私は昭和二十年八月十五日以降、大阪、神戸にいましたから、アメリカの兵隊がたくさんやってきてむちゃくちゃをした。みんな覚えてますよ。あれ、裁判起こしたいですよ。アメリカへ行って「おれの親戚のお姉さんをやったじゃないか」と言いたいんですよ。だけど言わないのが日本人なんですけどね。

だからまあ、お互い様のことかなあなんて思っておりますが、そういうような区別をいろいろ立てて議論をしていただきたいんです。男性の尊厳ということを発言する人がいないから、私はきょうはそれを言いにやってきました。メンバーの皆さんを見ると、女性基金の人がずらっと揃っていますから、「きっと日本の男はみんな下劣だと言うのかなあ」「会場に集まる人もそういう人がいっぱい集まって言うのかなあ」「私が何か言うと、野次られるんだろうな。野次られるんなら行こう」と思ってきたら、誰も野次らない（笑）。これでは、まあ張り合いがないというか、さすが東京工業大学はレベルが高いと感心しておりますけどね。

事実は一切何なんだということをまず知りたいんです。その上でなるほどと思えば、私はお金も出しますし、謝りもいたしますが、いままでのところ強制したのは日本国家ではな

い。騙したのはお父さんじゃないか。

戦地で「セックス・スレブ」という英語を使っている。これは、日本人だから気楽に使うんですけど、「スレブ」というのはアメリカにはいたんですからね。ついこの間まで現実にいたんですからね。マーク・トウエンの小説にも出てきますよ。どこの家にも一人や二人の奴隷はいた。ちょっと買ってきて置いといた。これは商品です。人間じゃありませんから。殺しちゃってもいいんですから。これはもう性の慰みの対象にするぐらい、あるいははじめの対象にするぐらいは日常茶飯事で、ついこの間までそれが法律で許されていたというのがアメリカですから。

これはイギリスでもドイツでもフランスでも、それはちょっと百年前か二百年前かの違いがあるぐらいで、だから彼らはスレブというのはこの世にあるものだと思って、「ああ、日本もそうか」。しかし、日本ではそんなものないんですからね。あつたとしても千年前ですからね。だから日本人は、性的奴隷というのはただ文学的に言っていますけどね。文学的ですよ。「奴隷みたいに可哀相」という意味ですけど、向こうの人は「おー、そうか、奴隷か、殺してもいいんだな。何してもいいんだな。売っ払ってもいいんだな」と思っちゃうわけですから、本当にこんな英語を使っちゃいけませんよね。

というあたりが私の疑問でありまして、もうちょっと男性の尊厳とか日本国家の名誉とかを考えた上で慎重にやっていたら良かったというのが私の言いたいことでございます。橋爪 ありがとうございます。三時間なんですけれども、休憩を入れたいと思うんです。あと私一人がちょっと発言が残っておりますので、簡単にちょっとお話した後で十分ぐらいの休憩を入れたいと思います。

プリントのなかではいちばん最後に書いてございますけれども、日下先生が「そういう事実があつたんなら謝ろう」ということで、事実の問題についてお話下されました。私はその「謝ろう」という謝罪についてちょっとお話いたしますと、私は中国に行く機会が多く、中国にいろいろ知り合いとか友人とかの方々がいて、お年寄りの方、つまり日本の戦争被害を受けた方なんかもとときお話しするチャンスがあるんですけども、非常に微妙な感じに襲われるんですね。

その方はいろいろな被害を受けて、日本というものに反感、あるいは現在の日本は違うんだということは理性でわかっていらっしゃるので、表に出したり、私が日本人であるということで複雑微妙な感じになるので、表情がちょっと固かったり、いろんなことがあるわけです。

そこから私はいろいろ感じるわけです。つまりこういう過去の歴史がいろいろあつて、そこで私はどういうふうにしたらいいかということを考えるんです。たぶん謝るとするのは一つのチョイスなんですけれども、私は一九四八年の生まれ

で、一九四五年までの事柄については、知りもしないし、影響の与えようもないし、とりあえずは関係がない。ただ、日本人であるということで謝る。

謝るのは簡単だが、謝る理由と資格があるだろうかと思えば、まず事実関係についてもぜんぜん知らないし、ということから始まっていくと、謝るということは謝る理由と資格がないならば、その場を取り繕うために、つまり自分の保身のために謝るという行為をして、相手ににこにこしてもらったり、自分に好意的に振る舞ったりしてもらおうということに過ぎず、非常に利己的な行動ではないだろうか。

謝るには、それなりの十分な理由が必要だということを感じていくわけです。それを組み立てていこうと考えますと、非常に膨大な作業になって大変なんですけれども、それをやるというのは、国民という考え方が非常に重要で、女性にも「国民基金」というふうに入っておりますが、それは正しい考え方だと思うんです。それは話すときと長いので、ここでは申し上げませんが、私なりに考えた本としては『天皇の戦争責任』という何人かの方と共同で対談した本がございます。そのなかにもまとめて私の考え方を述べてございます。

そういう考え方からこの慰安婦の問題を考えていくときに、どういう困難があるかなあ。これ、非常に微妙でむずかしい問題で、「いけないに決まっているさ」とか、ある感情的な判断をするのは簡単なんですけれども、いざ、自分がここにいたりとか、生きているとかという事実とつなげていこうと思えば、実は非常にむずかしいということがわかります。

そのむずかしさをちょっと整理してみたんですけど、あとの世代の人間としては歴史とか関わることのむずかしさということが慰安婦に限らず必ずあるわけで、歴史というのは非常に微妙なもので、過去の出来事が歴史なんですけれども、過去の出来事をいまのわれわれが認識する、いまのわれわれが言葉にする、いまのわれわれが過去の出来事を前提にして行動するという、そのために歴史があるんですね。ですから過去の出来事なんですけれども、歴史というのは現在のわれわれの活動なんです。

そういう二重性があるって、ちょっと考えると、過去の出来事がもうどこかで、例えば強制があったのかなかったのかみたいに、一義的な正しい事実があるって、それを発見しさえすれば歴史の問題は終わりみたいに見えるんですけど、実はそうじゃなくて、実はそういうではないかも知れなくて、常に現在繰り返してつくり出していく、語っていくという努力なんだと。

慰安婦というものもそういう語り方の問題として八〇年代、九〇年代、まあ、九〇年代でしょうか、に現れてきた私たちが過去と向き合う一つの方法なんじゃないのかなあという

のがまず私の最初の出発点というか、考え方の入口になります。

次に慰安婦の問題というのを、過去にもいろいろありますが、過去の戦争のなかの慰安婦というふうを考えてみますと、これは第一部でも申し上げたんですけども、戦争というのは非常に悲惨な出来事で、多くの人びとが不本意なまま命を失ったり、人権を失われたりするというところで、百万、場合によると一千万という単位でそういう方々が被害や苦痛をお受けになる。

そこにはさまざまな語りきれないエピソードがあるんですけど、そのなかに慰安婦というのが一体どれぐらいのウェイトを持つ問題なんだろうか。戦後処理の文献をいろいろざっと見ていきますと、戦争直後、戦勝国側も敗戦国側もこういことはほとんど問題にしておりませんで、平和条約、独立のときにもほとんど問題になりません。

それからざっと来まして、八〇年代ぐらいになって急に慰安婦の問題がスポットライトを当てて大きな問題になるわけなんです。それにはおそらく過去の事実が変化したというよりも、現在のわれわれが変化したということが大きくて、具体的に言いますと、戦後日本社会のモラルが変化して、例えば赤線があって、売春が合法であった時代からずいぶんいろいろ経まして、普通の人の性モラルとか性行動というのはぜんぜん変わったきた。またアジアの諸国では民主化やナショナリズムが進みまして、日本との過去を見直して、自分たちの尊厳を取り戻したいという強い動機をもつようになったとか、冷戦構造が終わって、過去の問題をもう一回ほじくり返しても各国が国益を損なわなくて済むようになったとか、そういう状況の変化があるのかなと思います。

それからもう一つは、この慰安婦というのは戦争の問題であるのか、人道・人権、女性の尊厳の問題であるのかという両方の側面がありまして、大変に曖昧な、どちらの考え方でアプローチするのかということも大変むずかしい問題だということがまずあります。

三番目に行きますと、被害があったんなら補償、つまりお詫びでお金を出すとかが、謝罪をするということになるんですが、この補償に関して非常にむずかしい。個人補償するというのがいちばん望ましい方法だと仮にいたしましても、慰安婦の方という個人を特定しないかぎり補償ができないわけです。これは女性基金だから失敗するんじゃないで、仮に日本国が政府主導の基金をつくるなり、外務省や厚生労働省が直接この事業を行おうとしても同じか、それ以上の問題が起こります。

「何丁目何番地の誰それさんは慰安婦でしたね。ですからお金を届けます」ということになると、ひっそり暮らしていらっしやる方に、大きな内的な精神トラウマがあったはずなのに、その事実が周囲の人の知るところとなって、大きな

二次的、三次的被害が及ぶ。これは上野先生が指摘なすったとおりなんですけど、このような事柄を防いだ形で個人補償というのはできるだろうか。これが鹿島建設の労働とか、他の形の被害であれば尊厳に関わらないんですけど、性ということは非常に微妙な問題がありますので、そういう問題を起こしてしまうわけです。

次に補償する主体というのが問題で、運動側の方は国が補償しないとイケない。ところが法律や制度の枠組みで国が補償できないと、そこで国が関与するようないような補償の方法、つまりアジア女性基金の事務費や裏方というのは全部国がやって税金を出すんですけど、渡すお金に関しては民間で集めたお金、民間だけのものを渡す。こういう抱き合わせになっているんですね。

これはそのももとの慰安の施設、軍があって軍の目的のためにサービスをするんだけど、サービスをする主体は民間で、民間の女性を連れてきて提供するという、この玉虫色ぶりとちょうど見合った解決になっているんですけど、そこには何か必然性があるような気がします。

四番目に、この慰安婦問題を考えることのむずかしさということがあるんですけども、まず慰安婦の現実というのをルポルタージュなどで見れば見るほど、まことに「本人に責任がないのに、こんなにひどい人生を送って」ということであるいろいろこみ上げるものがあります。

誰かが悪いにちがいない。じゃ、悪いのは誰なんだ。とにかく誰かが悪いはずなので、私はそれを非難する側に回る、こういうことを考えるのもまたきわめて容易なんですけれども、これが一体出来事に何かプラスをもたらしているかって考えてみると、結局、これは謝れば相手の人間との関係をうまくできて、自分はいい人であるというエゴイズムみたいなものとそんなに区別がつかないような気がして、非常にむずかしい問題だというふうに思うんですね。

またアジア女性基金を評価するのも、「失敗」とおっしゃってました。、限界があるのはもちろん確かなんですけども、限界があることをもって失敗と言えるかどうか。つまり、ないほうが良かったと言えるかどうかというのは、私は非常に疑問をもっていて、いまこれ、歴史の一コマになろうとしているわけなんですけれども、この九〇年代に出てきた問題に、いろいろな制約のなかで現実に取り得る唯一の方法に近いものとしてアジア女性基金というのが出て、関係者の方々がいろいろな考え方やお立場から多様に努力して一つの事業を成し遂げたということに関しては、それは日本の側の自助的な努力として評価に値する、つまり失敗ではなかった、限界と同時にそのように私個人は評価できるのではないか。

しかし、これは非常にむずかしいいろいろな判断を含むことではないか。そしてこの問題から何を汲み取るかというこ

ともまた非常にむずかしく、私は何を汲み取るべきか困惑しているんですが、きょうの議論がそれにプラスになれば幸いです。

ということで、発言をまとめさせていただきますが、後半はパネリストの皆さんの間の自由討論と、それから会場の皆さんからのクエスチョン、ご意見なども交えまして、予定は六時三十分ですけれども、進めてまいりたいと思います。私の時計でただいま五時十分ですけれども、十分間の休憩をいただきまして二十分ちょうどに始めたいと思います。十七分が十八分までにご着席になるようお願い申し上げます。

(休憩)

橋爪 それでは再開したいと思います。約七十分の時間が残されており、非常に貴重な時間ですので、有意義に使ってまいりたいと思うんですけども、最初にきょうのパネルのオーガナイザーである大沼先生に口火を切っていただいて、少し論点を整理していただいて、その後、なるべく早い機会にフロアのほうに発言のチャンスが回るようにしたいと思います。

大沼 それではちょっと上野さんが遅れられていますけれども、いちおう私のほうから三点ほど論点を出させていただいて、各パネリストの方でご希望の方、橋爪さんに司会をやっていただきますけれども、三分以内で、希望される方は手を挙げていただいて、その三点すべてということではなくて、自分が希望する論点についてご発言いただくと。それからフロアの方から、これは二分以内でお願いしたいと思いますけれども、それに関連してご発言、ご質問いただいて、それを橋爪さんが司会して下さってパネリストで回したいと思います。

論点の第一は、事実については、日下さんのほうで国家の強制ということについてはかなり強い反対のご意見がありましたけれども、それは日下さんのご意見としてお聞きすることとして、過去にあった事実を現在どのように評価することができるのか、すべきなのかということですね。

橋爪さんが最後におっしゃった「事実としては当時いろんなことがあって、それは日本だけのことではなかったろう。またそれは戦争直後の平和条約や国交正常化条約でも問題にならなかった」、それが九〇年代以降、おそらくフェミニズムの高まりと民主化、ナショナリズムの高まりなどから大きな問題となってきた。その他の問題も戦争について植民地支配についてはあるというなかで、事実は後で評価が変わってきたことをどう考えるか、この問題についてパネリストとフロアのほうからご意見を聞きたいと。

二番目は、これは上野さんと荒井さん、それから私の話にもありましたけれども、基金をどう評価するか、この問題が出てきて、日本政府は基金をつくらせて、それによってこの問題の解決をはかる、和田さんや私はそれに参加して積極的な役割を果たして、上野さんや荒井さんはそれに批判的な立場を取ってこられて、また日下さんもそうであったと、ぜんぜん違った方向からではあるけれども、それをさらにどう考えるのか。

第三は、上野さんと私が主に提起した問題ですけれども、そして橋爪さんもおっしゃったことですけれども、では、基金をつくらないでどういうことがあり得たのか。基金をつくることによって、さまざまなネガティブな面があったということは荒井さんと上野さんから指摘があって、一定程度、和田さんも私もそれを認めるということはありませんけれども、他方において、基金が合計で三百六十四名の被害者の方々に

償い金と総理のお詫びの手紙と、それから医療福祉事業をお渡ししてきた。

そのなかにはもちろん非常に多様ですけれども、そのことによって非常に生活の面で助かった人、または総理のお詫びの手紙を非常に喜んでくれた人というのもおられた。当時、基金をつくらなかったとしたら、一体どういう選択肢があり得たのか。それを考えることはさらに、では、今日、基金ができてしまったという現実を踏まえて、これからどういうふうに考えていけばいいのか。

以上この三点を中心にご議論をいただきたいと思います。くれぐれも発言をパネリストの方は三分以内で、フロアの方も二分、どんなに長くても三分ということで、後は橋爪さんに仕切りをおまかせしたいと思います。

橋爪 提起を大変ありがとうございました。「チーン」というベルがありませんので、こういうのを「巻き」というサインでお願いしたいと思います。発言の方、どうぞ。

上野 ちょっと冒頭に、先ほどの発言のなかで疑問と誤解があったことを正しておきたいんですが、橋爪さんのなかで「二次被害」という私の概念が全く取り違えがありましたので、誤解を訂正しておきたいと思います。

二次被害と申しますのは、お金をもらったことによって自分の過去が公表され、そのことによって被害を受けるということではありません。全くありません。実際、日本政府に要求を突きつけておられる被害者の方たちは、公然と氏名を公表し、毎週水曜日の日本大使館への水曜デモにも出ておられるような方ですから、その方たちがこのお金をめぐって受け取るか受け取らざるべきかということのお互いの対立と混乱とそのことに伴うさまざまな運動体の混乱を引き起こしたということが二次被害ということであって、決してお金をもらうことでスティグマを受けたということではありません。しかもそのお金は、筋の通ったお金であれば決して彼女たちは受け取らないとおっしゃらないわけで、筋の通らないお金を受け取るかどうかについての二次的に発生したスティグマである。ここは誤解を正しておきたいと思います。

それと継続的に質問はしてよろしいでしょうか。

橋爪 どうぞ。

上野 日下さんに簡単なことで質問したいんですが、裁判で事実認定が行われているから、それを信用するという単純なことは私もしておりません。何よりも何が起きたかについては「私はこんな経験をした」という被害当事者の証言がまず第一だと思いますが、それについては日下さん、全く触れられませんでした。「本当に何があったかを関係者にいろいろ聞いて回った」とおっしゃるぐらいだから、当事者にお聞きになったり、あるいは当事者のものをお読みになったかと思えますけれども、被害を受けた当事者が、つまり、軍の監視下における強制性労働を受けたということについてはどうお

考えなのだろうか質問の一つです。

二つ目には、では、その強姦を誰がやったか、軍律違反の行為を誰か下っ端の将兵がやったと仮におっしゃったとしても、そのことから実際に引き起こされる何らかの損害に対しては、一体それは軍は責任を持つのでしょうか、持たないのでしょうか。この二つについてお答え下さい。

日下 はい、はい、先ほど上野さんには個人的にお答えしたんですけど、またさらに答えるチャンスを下さしましてありがとうございます。

従軍慰安婦だった女性に会ったことはありませんし、話を聞いたこともありません。先ほど上野さんに答えたのは、「軍の監視下、監督下、コントロール下で売春を強制されたと言っている証言がたくさん印刷物にあるから読みなさい」というお言葉でしたよね。で、私は重ねて質問したのは、「軍の監視とか監督とか強制はどの程度のものであったかということを中心にわかっていて、ちゃんと証言しているような賢い女性がいたら読みますよ。ぜひ私のほうへ回して下さい」。

というのは、軍隊というのはどんなに規則でがんじがらめだったか、いまの人は知らないからなんですよ。これはもう大変な官僚社会ですからね。行ったら看板には「海軍青島慰安所」なんて書いてあったかも知れませんが、それは別に民間業者がやっていた。そこで出てきて怒ったり殴ったりした人はみな中国人とか、そういうことの区別ちゃんとしていましたか、ですよ。そういうことまでの女性はあるまいないだろうなあとと思っているんですけど、もしいて、そういうのがあるんならぜひ勉強させて下さい。

そこから先、じゃ、本当にレイプされた女性がいたとして、それに対して誰が補償するんですか。これは僕も聞きたい。日本の女性がアメリカ兵にさんざんひどい目に遭っていますから、それこそ学者の方に教えていただきたい。僕は知りません。

和田 日下先生と以前九六年にちょっと議論をさせていただいた経験がありまして、きょうもお話を伺いましたが、軍がどのように関係していたかということにつきまして、いろいろな議論があるのでございますけれども、やはり軍が慰安所を設置するというのを推進し、それを指導もしたし、援助もしたし、助けもした、監督もしたということはやはり動かしがたい事実であるように私には思えます。

日下 賛成です。

和田 それで例えば四二年に南方軍が台湾軍司令官に宛てて電報を送っておるわけですが、それには「慰安土人五十名なし得る限り派遣方を願いたい」と。慰安婦とするための土人、台湾の土着民の女性を五十人ほど送ってほしいという手紙が来まして、それで台湾軍の司令官が憲兵に依頼して、憲兵が三人の業者を選定する、そして女性を集める、

それを軍の船で送る、こういうことをしているわけですね。同じことが朝鮮軍でもあったということで……。

日下 朝鮮軍でありました？

和田 ありました。これはアメリカ軍の資料でございますけれども、そのときに朝鮮軍のほうから憲兵が来て、業者は依頼を受けてその業者の主人が女性を集めたと。そしてその乗っていった船は軍の船で五百人ぐらい女性が送られた、ということがいちおう資料的には出ております。

日下 ただし、その頃は売春は合法ですから、女性も商売で「こんな儲かる商売はない」と思って行ったはずで、強制的に何も縄つけて引っ張ったわけじゃないと思いますけど、どうですか。

大沼 先ほど日下さんがおっしゃった点で、私はやはり日下さんの個人のわりと狭い範囲の聞き取りや自分の確信だけでなく、この問題については非常に多くの学者が多様な形でインタビューをしたり、事実、証言、資料を調べて研究を蓄積しているわけですね。判例というのもそういう非常に実証的な基礎の高いものに立脚して事実認定は行われている。

それからフィリピンで例えば元慰安婦の認定というのは非常に大変な仕事で、橋爪さんがおっしゃったことに関わるわけですが、日本の政府であれ、NGOであれ、それはできないわけですね。というのは、当然、フィリピンでは償い金二百万で医療福祉事業は百二十万で合計三百二十万ですけども、フィリピンの場合は日本よりも物価水準が非常に安いですから、これはフィリピンにとってもすごい巨額なお金になって、実際にもらった人の多くは、家を建てて、それでさらにお小遣いが残ったというぐらい巨額なものなんです。日本で考える三百二十万とは全然わけがちがいます。

そうすると、フィリピンの場合も他でもそうですけれども、当然、お金がほしくて嘘をついて「自分は慰安婦だった」という形で申請する人だって、それは世の中にはいるわけですね。それをフィリピンの政府は非常に努力を重ねて調査をして、「いや、あなたは慰安婦ではなかった」「あなたは慰安婦だった」ということを認定しているわけですね。それは時期によって違いますけれども、大体半分ぐらいはフィリピンの認定ではねられている人が実際にいるわけです。

ですから私は日下さんが「日本がそんなに不名誉な国であるはずはなかった」と思いたいお気持ちはわかるにしても、そういう広範な事実認定というのがいろんな研究や政府や裁判でなされているというそこを認めないと、議論の出発点が成立しないと思うんです。

日下 いやいや、違います、違います。そこで皆さんは「国家が関与したから国民は金を出せ」とおっしゃったんです。そのところで話が違って来るわけです。事実認定は、それは評論家がいろいろにすればいい、学者がいろいろにすればいい。だけど、国家に責任があるかどうかということなんで



す。そのフィリピンで慰安婦だったということは日本国家が強制したんですか。建物を建てたとか募集したとか。だけど、やってきた人がみんな任意なら別に国家は関係ないでしょう。売春行為そのものに日本国家は関係ないでしょう。大沼 ですから先ほどのこれは第一部のほうでも私は申し上げましたけど、これも非常に多量の研究の蓄積があって、非常に多様のケースがあった。非常に多くの場合は騙されていた。それは日下さんだって昔の日本のことをよくご存じですから、いわば軍隊は形式主義だとおっしゃいますけれども、しかし、すべて文書で上官が下士官や兵隊にやらせていたということは嘘ですよ、はっきり言ってそんなことはあり得ないわけであって、上官の威令で實際上、意向を体して下の者がやっていたというケースは無数にあるわけですね。

そういう形で実際に慰安婦の設置・運営というのは行われていた。そういう意味での国家の関与、軍の関与というのは明らかにあった。これはいろんな意味でのさまざまな研究書や事実認定でほとんどもういまそこを争うということは、およそちょっと考えられないということだと思います。

日下 じゃ、法的責任は日本にないわけだよね。まあ、「事実上」とおっしゃるんでしょうな。

大沼 いや、いや。

橋爪 ちょっともうクリンチ状態になっていると思います（笑）。この論争は古い論争で、いろいろな書物に十分両方のお立場が書いてあると思うので、ここでこれ以上やってもしょうがないと思うので、それを上回る何か別な発言があれば会場から承りますけれども、私なりに整理させていただくとすれば、いま典型的に両方のお立場が出たんですが、事実上、軍が占領地や何かを支配したり管理したりしているということは当たり前で、売春以外のすべてのものをそういうふうにして管理していたわけだから、慰安所も管理していたのでしょ。

しかし、問題は強制性ですね。「おまえは売春をしろ」とか「慰安婦になりなさい」という形で軍、あるいは国家の意思が直接関与した、国家にこの問題について責任があったかどうかということをおそらく日下先生は問題にされていて、そのことに対する明白な証拠がないではないかという議論はまだ生きている議論だと思うんですね。

その上で私が申したいのは、この議論は正確にやろうと思うと、いろんな結論が出ることですけれども、しかし、国家が行動するときには、責任があったとかなかったとかははっきり言ってどちらかにしなければ、国際関係というのは維持できないわけなんですけれども、少なくとも官房長官談話か何かで、「国が関与したというふうには発言をしまい」というふうに言うておきましょう。「してしまい」、その事実認識についていろいろな議論があったときに、「それは日本政府の責任のある事実認識である」というふうに関国に受け取

られ、日本国民もそのように受け取ったと。

だから議論は引き続きしていいんですけども、これはもう事実であって取り消しができないことになってしまったと。この基金というのはそれを踏まえて出現したことだと思うんですね。ですから私は日下さんと同じように考えますけど、しかし、政府がそのように認めた以上、これに対するアクションを取らなければ、日本国の尊厳というのはもう保たれない状態になったというのが私の認識です。

これ以上に何か新しい論点でこの事実問題に関して付け加えることというのが何かパネリストにおありになれば、あるいはフロアにおありになれば発言を承りますが、できるだけ早く次の論点も議論したいと思います。いかがでしょうか。フロアのほうはいかがですか。はい、では承ります。

F1 僕はきょうの会場で最年長者の一人だと思うんです。それで自分自身が体験したこともあるし、戦争中の軍隊のあり方もあったり、きわめて軍隊では戦気を高揚するためにそれから若い人たちはセックスをしたいわけですよ。そういうものを満たすために軍隊はそういうものを要求したわけですよ。片一方は貧乏で飯が食えない人が韓国や朝鮮にたくさんいたわけですよ。そういう利害が一致して成立したことだと思うんです。その場合に、国家が責任があるかどうかということについては、これはそういうことを満たしてくれた、戦力に協力したことに対する報償が必要かどうか、そういうふうだと思いますけどね。

これは現実に、先ほど一部のときにも僕は申し上げましたけれども、僕の先輩で慶応大学の外科の先生で慰安婦の担当をして、その病気になった人を実際に治療しているんですよ。それで実際、僕の仲間は慰安婦の係になっています。強制があったかないかということについては「強制はなかった」と言っていますよ。なかったということは、要請はしましたよ。それから連れてくるというのは業者がみんなやっていますよ。それは戦争の末期になればどうか知らないですけど、少なくとも末期以前は、事実はそのような状態だったと思いますよ。僕の聞いている範囲では以上です。

橋爪 ありがとうございます。当時を知る方からの証言という意味で受け取らせていただきました。

上野 どうもいちばん基本になるはずの当事者証言というものに皆さんあまりお触れにならないのが、私は不思議で仕方がないのですが、ご本人たちが「強制があった」とおっしゃっている事実をどのように受け止められるのでしょうか。

橋爪 蒸し返しになります。が、「強制はあった」という証言はそのとおりだと思いますが、問題はそれが国家意思による強制だったかという点なので、そこで水掛け論になってしまうわけです。

上野 そこはわかりますが、任意であったという議論が繰り返してまいりますので、ご本人がそれを否認しておられる

といういちばんの原点、そこからこのすべての問題が始まったということをお忘れにならないようにしていただきたいと思います。

橋爪 はい、では、日下先生に発言していただいて……。

日下 一言申し上げますけれども、ご本人は「自分が進んでやった」とは、それは言わないでしょう。「強制された」と言うでしょう。そう言わなければ、自分の親戚全部に迷惑がかかりますからね。

上野 ちょっと言わざるを得ません。たったいまのご発言は「ご本人が嘘つきだ」とおっしゃったのと同じことになります。それだけ申し上げておきます。

日下 はい、そうです。

橋爪 嘘をついた方もいらっしゃるし、嘘をつかなかった方もいらっしゃるというふうにまとめさせていただきます。

時間的にいって多少厳しいので大変申しわけありませんが、次のトピックに移りたいと思います。二番目のトピックは、アジア女性基金の評価に関わる問題なんですけれども、これは「ないほうが良かった」、あるいは「あったから良かった」という二色の意見がパネリストの間からも出てきているわけです。具体的に限界があったとか、問題があったとかいうことについては比較的一致していると思うんです。ですからそれは事実の問題というよりも、一つの態度の問題としてアジア女性基金をどう総括するかということかと思いますが。

荒井 つくらないでどういうことがあり得たかという問題は、ちょっと私の考えでは、私はやはり歴史の負債といえますか、歴史はわれわれもどっかの一部に参加してつくっているわけなんですけれども、基金が九六年にできて、最近まで活動してきたというのは歴史の事実として、これはそれ以外何があったかということは、頭の体操としては考えることもいいかも知れませんが、私はあまり意味はないだろうと思います。

それから私が基金が失敗だと言ったのは、基金は慰安婦問題を根本的に解決したいということで償い金を中心とするいろいろなことをおやりになったんですが、結局、被害者の過半数が基金政策を受け入れなかった。その結果から判断しても、それは根本的な解決をできなかったんじゃないかという意味です。

もう一つは、それでは当時どういう選択肢があったのかという問題なんですけれども、私どもはちょうど九六年の六月にセンターとして基金に要望を出し、これは村山さんのところにも持っていきました。それは、一つはそういう法的責任の問題というものがあります。それからもう一つは、このへんが非常に微妙なところなんですけれども、いわば見切り発車をした。つまり、村山社会党政権のときでなければできなかったというのはまさにそのとおりでと思いますけれども、

そのときでなければということで、かなり必要な手続きを略したのではないか。

それで手続きと言いましたけれども、本質的に非常に重要なのは、やはり被害者と被害国との対話ですね。これが抜きにして行われた。それで被害者の認定については、これは橋爪さんが指摘されたように、相手国の認定を受け入れてやるということで良かったんだと思いますけれども、やはり被害者と被害国の対話がうまくいかなかったと思います。

それは一つは、九七年に私、台湾に行ったときに、たまたま当時、台湾の新聞に大きく基金の公告が出て、ある弁護士事務所を指定して「こういうお金が出るから申請しろ」という趣旨のあれが出たわけです。これつまり事前の対話がなかったということも一つあって、非常に台湾の社会を混乱させたわけです。

それで台湾の立法院、議会は行政府、つまり外務部に対して「基金に見合うお金を政府が出せ」ということを出したんですが、これはなかなか実行できなかった。そのときに李敖という一人の歴史家がおりました。この人は東北の出身で台湾の独立運動とは関係ない人なんです、その関与を疑われて獄中八年の経験者であります。慰安婦問題には従来関わっていませんでしたけれども、行政院がいつまでもぐずぐずしているのに非常に憤りを感じまして、所蔵の美術作品とか歴史資料、コレクションがありますが、それをオークションをやるということを宣言しまして、実際にオークションをやりました。

これは当時、まだ台湾の社会は慰安婦問題というのをよく知らなかった。それからもう一つは、台湾は韓国よりももっと家父長制が強いので、カミングアウトをできない状態であったわけです。ところがこのオークションは非常に正解で、巨額の売上があり、そこからさつき和田さんが言及された被害者への資金をやりということがあったわけですね。そのときにどうしてこういう対話をきちっとやらないのかということを感じました。一つだけ申し上げます。

上野 「限界はあったが、一定の存在意義があった」というか、それとも「失敗だった」というか、関係者の方のご尽力に対しては、失敗というのは厳しい言い方だということにはよくわかっております。けれども、私の基本的な立場はこうです。

被害者がまずいらっしゃって、被害者が何を要求しているのかというのは、その時点までには明示的でした、ご本人たちがそれをはっきり言っておられましたので。そうすると、被害者の要求に対して基金がやったことは、基金が被害者の要求を差し置いて、被害者にとって何がいいだろうかを日本側で考えたということになります。その結果として、それが精一杯だという条件があったとしても、求めて手を差し出したものに対して与えられたものは、要求したものとは

違うものだった、ここがいちばんのねじれの出発点だったと思います。

和田さんは前に「政治的な行為というのは、政治的に合格点を取れる事業でなければならない」とおっしゃったことがあります。私はその場で直ちに申し上げました。「その合格点は誰が出すのですか」。それは私たちではありません。誰よりも被害者の方が合格点を出していただけるかどうか、被害者の方の判定が最優先されるべきだと私は思いました。もし私たちがどうか、日本側が考えた事業に対して、日本側が自己評価で合格点を出すとすると、私たちは普通これを「自己満足」と申します。

大沼 私は上野さんのおっしゃることは非常によくわかります。最初に、私は荒井さんが「失敗」とおっしゃったときはかなり強い違和感を感じたんですね。というのは、成功、失敗というのは一体何を基準にして、誰から見て成功、失敗なのかということと言わないと、いろんな基準があっているような視点があるんですね。ですから私はいまの上野さんのおっしゃったことはすごくよくわかります。

ただ、他方において、これが最初の問いである「では、他にどのようなやり方があったのか」といういちばんの原初に帰るわけですが、私は皆さんお手元に、あるいは取って下さっているかどうか知りませんが、この基金発足のときに六月二十八日に『読売』の「論点」で書いたときに、いままさに上野さんがおっしゃったように、「これは現在、慰安婦のほとんどの人が求めているものではない」ということをはっきり私は自覚しておりました。

私はいま荒井さんの言い方を聞いていて、大変傲慢で申しわけない言い方になるかも知れませんが、「ぎりぎりまであそこで詰めなかった人はいくらでも批判できるよなあ」という気持ちで率直に聞いて聞きました。私は、村山政権ができていたときに、たまたま五十嵐官房長官が私のいわば親友でしたので、本当にそばにいて自民党とのなかでの非常に強硬な反対派、あるいは外務省や大蔵省の反対派との闘いのなかで、どこまでぎりぎりやったかということを私なりにものすごくいまでも覚えていますけれども、実感としてあります。

見切り発車だったというのはおっしゃるとおりです。けれども、では、あの後、どのくらいわれわれが自民党のそういう部分、官庁のそういう部分と闘って、村山内閣が存続している間に、まさに当時の慰安婦の態勢、慰安婦の態勢というのは実はほとんどが支援団体が代弁していたことですね。

私、一貫して上野さんの言説に違和感を感じているのは、上野さん、荒井さんもそうですけれども、「ザ・慰安婦」なんですね。私の実感からいえば、決してそれは一枚岩ではないし、そもそも市民運動が「ザ・慰安婦」という形で語ること自体、私は非常に大きな間違いだと。そこを自己批判、反

省しないかぎり、私はあの市民運動の将来はないと非常に厳しい思いを持っています。

そこでしかし多数のあの被害者の意思がそうだったということは私は十分わかります。それでも、それではあの後、その被害者たちの対話を重ねて、政府が絶対に出さないとやっているいわゆる国家補償という形で被害者が求めるものをわれわれが提示できたのか。私は残念ながらできなかったと思いますし、その後のわれわれの力量からいえば、それは本当に私は非常に残念ですけれども、私の判断は当たっていたんだろうと思わざるを得ないわけです。

私もそれはおっしゃるとおり、求めたものをわれわれが提供したわけではない。ただ、われわれは最初はわかっていただけでなく、何年間かやっていくなかで徐々にわかっていただけだろうと、それがぎりぎりのところなんだ。それは私のいままで三十年間、いろんな運動をやってきて、被害者が求めるものと実際に日本が戦後に提供できたもの、例えばサハリンのケースがそうですし、あるいは指紋押捺とかいろんなことがありましたけれども、自分なりの運動の経験からして考えていたことです。

ただ、私が非常におそらく認識が甘かったと批判されることを甘受しなければならぬのは、やはり八年かかって十分わかっていただけじゃなかった、それは上野さんや荒井さんに批判されるとおりで、その点は私がいちばん悔いが残っているところです。最初のあの時点での判断は、私はいまでも正しかったと思わざるを得ません。

和田 上野さんから荒井さんからお話がありました点に私としてもちょっとレスポンスしたいと思います。このアジア女性基金というものを受け入れるというときに、これが非常に良いものであるとか、これによって問題が理想的に解決できるとか、こういう解決がいちばん望ましいということはもちろん考えていないわけです。それからとにかく目の前に出ている被害者が望んでいるものと違うものですから、被害者の拒否は当然予想していた。これははっきりしております。

ただ、いま日本のこの総体として、日本としていま出せるものはおそらくここがぎりぎりだろうから、これで受け取るという人がいたら受け取ってもらいたい。つまり、それ以外の答えをこの被害者が死ぬまでに出せないということでこれを出した、こういうことですね。

ですからぜひとも受け取ってほしいとか、受け取る人の人数をどんどん増やさなきゃならんとか、という気持ちはなかったわけです。ですから「受け取る、これでいい」という人は受け取ってほしいということになります。この点でいうと、韓国、台湾が先ほど申しましたように、私、過半に達しなかったということは非常に重要な評価だろう。五-%の評価の問題とも関係することですが、もちろん私たちが自己満足

的に、これは五％になっているだろうと、こういうことはありません。やはり被害者の要望というのは大きいわけで、被害者の過半が受け取っていないということは、やはりこれで問題が済んだというふうにならないかという私は気持ちをもっています。

ただし、そこでその先の問題ですが、これは国別の問題です。フィリピン、オランダでは、基本的にいえば受け取りたいという人は受け取っているし、申請を出した人は受け取っているという状況になっています。つまり、オランダの市民グループ、フィリピンの市民グループは、「これじゃ問題だ。理想の解決でない。国家補償が必要だと考えるが、年寄りの被害者が受け取りたいというのなら、それを援助する」という立場を取ったということですね。そういう選択をしたわけです。それだから要するに先ほど上野さんが言われた二次的被害が基本的には発生していない。

ところが韓国、台湾の場合には、受け取ってはならないということ。これは間違った解決だから、受け取りたいという人がいても受け取ってはならないということで、「受け取らないならお金をあげますよ」という態度を取ったわけです。政府がその市民団体に押されて、政府がそういうお金を渡しましたから、そうすると非常にねじれてしまって、政府に対して「基金を受け取らない」という誓約書を出している人が基金からまた受け取るという問題が起こってくるわけです。もう二重、三重にねじれた感情になって非常に困った問題というのが発生してしまった。

それで私はやはり韓国、台湾の市民団体が取った「受け取りたいという人に受け取ってはならないというふうに圧力をかけた」ことは問題があったのではないかと。なんとかフィリピンのような形を取ってほしかった。すべてお金の問題に結局なっていました。つまり、基金を受け取るか、韓国政府のほうを受け取るか、先ほどの篤志家のものを受け取るか。台湾では篤志家のほうのお金も出だし、政府からのお金も出たわけです。基金から受け取らない人に対しては四百万円ぐらいもう出ているわけですね。

そういうようなこともありまして、結局、お金の問題になってしまった。しかし、あくまでも基金からは総理大臣の謝罪の手紙がついたものであったということは、これはやはり私は残っている問題です。ですからこういうふうに私は思います。

橋爪 はい、いまのところを少し補足いたしますと、こちらの『「慰安婦」問題とアジア女性基金』という本にも詳しく説明してあるんですけども、アジア女性基金が資金を提供するということがきっかけになりまして、台湾でも韓国でもそれぞれの国の政府が「ほぼ同額の援助を自分たちで行うので、アジア女性基金のお金は受け取らないように」みたいになりました。

ですから受け取りの額が先ほど紹介ありましたように過半に達しなかったんですけども、実は玉突きと申しますか、これに触発される形での各国の政府の援助金を受け取られた方々もいて、そういうことをもし全体で入れるならば、実際に何かを受け取った方々は多くなったと申し上げたいんですが、上野さん、ちょっとお待ち下すってよろしいですか、上野さんに対するコメントをいま述べますので。

上野先生が被害者の観点を非常に重視すべきであると。これは大変重要な点で、被害者に全く受け入れられないような解決策というのは、被害者以外の人にとっても解決策にならないだろうと思うんですね。

ただ、注意すべき点が幾つかあって、一つは「毒まんじゅう」とおっしゃいましたが、被害者にとって一〇〇％の解決でない場合、受け取るかどうかというのは被害者の人が決めればよいと思うんです。しかし、そうでない市民団体というのがいて、「これは理想の解決ではないので、被害者の人は受け取らないで下さい」とか「受け取らないのがいい」とか、あるいは「受け取ってはいけない」とかいうふうになってきますと、これは上野先生のお立場からして、被害者を中心にした視点からいって、これが良い市民運動なのか、あるいは批判すべき市民運動なのかというのがちょっと気になります。

さらに言いますと、被害者を視点にするというアプローチの危険性もあると思うんですね。というのは、被害者はやがて死に絶えてしまいます。そうすると、被害者がいなくなったときに、私たちはこの慰安婦の問題について考える術を失ってしまうわけですけども、それで良いのだろうか。

被害者の被害はそれとしてあるんですけど、そうじゃなくて、それを私たちの問題として組み込むような回路をそれと別に持っていなければ、「被害者の人がお気の毒だ、何かしてあげたい」という人道的な援助だけになって、結局、自分の問題になっていないんじゃないかという印象を少しもちますので、もしその点についてあればお答え下さい。

上野 まず、韓国政府と台湾政府による生活支援金については、もちろんまず最初に国民基金による償い金のオファーがあったために、それを受け取らないことを条件に政府が出した。ただし、これはタテマエ上は「いずれ日本政府がしかるべきお金を出す場合の立て替えである」という論理になっているはず。したがって、筋の通らない金だから受け取らない。

ただし、これについては韓国政府も国内向けの顔と国外向けの顔を使い分けております。国内向けでは、慰安婦を全面的に支援し、日本政府の筋の通らない金を受け取らないために、いまはわれわれが立て替えるという顔をしておりますが、国外向けには、ということ是对日関係のもとでは、日韓条約について決着済みという日本政府の言い分に追随を続けて

いるというのが韓国政府ですから、被害者および支援団体の不満は、日本政府のみならず自国政府、韓国政府にも向けられております。したがって、この金はそんなに黙って出てきたお金ではないということが前提です。

二つ目に、先ほどから大沼さん、および橋爪さんから出ております「ザ・慰安婦」というか、「ザ・被害者」を一枚岩化して見ているのではないかという考え方ですが、私は市民団体、あるいは支援グループも被害者も一枚岩ではないということをよく存じております。かつ被害者と目される方たちも、目下さんによる揚げ足取りが可能なような多様性をもっているということも十二分に承知しております。

その上で、だとすれば、選択肢の多様性というものが開かれれば良かったということになりましょうが、ここでの選択肢が国民基金によって与えられたのは、この筋の通らないお金を受け取るか受け取らないかという二つに一つの選択肢にすぎません。

この選択肢に対して、もう一方が受け取るべきでないという対応をした、これは支援団体と一部の被害者の方たちですが、そのことがその選択肢を狭め、かつある種の抑圧となったという指摘はおっしゃるとおりだと思います。この点については、市民団体の側にある種の正義をめぐる狭量さがあったということは私も承知しております。私自身は実は他の理由でこの支援団体から批判を受けている人間で、同調しているわけではないということをご前提にしてください。

しかしながら、それでは誰がその支援団体の狭量さを批判できるのかという問いにもう一度立ち戻ってまいります。すなわちこの金、つまり筋の通らない金を受け取るべきか受け取らざるべきか、という二つに一つしかない選択肢を最初に状況として作り出した側がそれに対する反応を二次的に引き起こしたわけであるから、だとすると、少なくともその選択肢をつくった側には、その方たちが仮に不当だとしても批判は謹んでいただいたほうがいいというのが私の立場です。

もう一つそのときにそのようなことを前提にした上で、被害者中心主義、あるいは被害者絶対主義の問題は何かということをご橋爪さんがおっしゃいましたが、もちろん死に絶えた後だけではありません。既にお亡くなりになった方もいらっしゃいます。その場で殺された方たちもいらっしゃいます。そういう口のない死者たちのことを、その後ももし生存者だけに依存するとしたら忘れていっていいのかという橋爪さんの問いは、一見もっともらしく響きます。

しかしながら、これも私は痛恨を込めて申しますが、この慰安婦問題は知られており、問題にする一部の人がおります。ですが、このような国民的な問題になったのは、金学順さんを含むカムアウトをした被害当事者の方たちが、人格をもって顔と名前を出し、私たちの前に登場してからのみだった。そのことによってしかこの問題はこのような広がり

持ちえなかったという証人と証言のもつ意味というのをぜひお忘れにならないで下さい。もしそれがなければ、私たちはおそらくこんなことをいまここでやっていないでしょう（拍手）。

橋爪 ほかに……。

大沼 期せずして拍手が出ましたけれども、私も上野さんの最後におっしゃった点はそのとおりだと思います。私自身、先ほど申し上げたように、八〇年代にむしろ女性の側から「この問題は取り上げてはならない」と言われて、そのとおりだと思い込んできた、それに金学順さんのカムアウトがあったことが一つの非常に大きな衝撃だった。おそらくそういう人は多かったらうと思います。

その前の点について、私、上野さんのおっしゃったことにおそらく反論ということになるんだらうと思いますが、意見を申し上げたいと思います。上野さんは「最初に日本の側がそもそも受け取りにくい形の償いというものを出したんだから、その後でそれを拒否せよという頑な対応が韓国の市民運動や日本の市民運動の側にあったとしても、それを批判すべきではない」とおっしゃったと思います。

私の意見は少し違います。私はもう三十年以上、市民運動に関わってきて、最初は在日韓国朝鮮人問題、サハリン残留朝鮮人の帰還運動、そういった問題にずうっと取り組んできました。私がおの三十年以上の市民運動の経験で、またそれをテーマにしたものをずいぶん書いてきて非常に思ったことは、日本人のいわゆる良心的知識人、あるいは運動家たちという人たちの対応が、いかに日本と韓国、あるいは日本のなかの一般の人びとと在日韓国朝鮮人の関係を歪めてきているか、ということが私は非常に強い実感としてあります。

それはどういうことかといいますと、仮に相手の言っていることが明らかに誤りであっても反論をしない。こちらの側に道徳的な負い目があるから反論をしない。その結果として、相手方は自分の誤りに気づくことがない。在日の側は自己批判をする機会を与えられることがない。韓国のメディアや韓国の学者は自分を相対化する努力を怠っている。中国についても同じようなことを私はずうっと感じております。

実はこういう関係というのは非常に私は歪な歪んだものである。それを相手に対等と実は見ていない。こちらが実際には非常に謙遜なようであるが、実は対等な人間間の関係がそこには成立していない。常にこちらが遠慮をして、相手の言い分を「ご無理ごもっとも」と聞いてしまう。そのことが相手方をスポイルするという関係がずうっと私は存在していたと思います。

私は慰安婦の問題にもそれは典型的にあったと思います。私は和田さんとずいぶん挺対協の人たちとも折衝をしました。私は彼女らが果たしてきた役割を否定するつもりは毛頭ありませんけれども、彼女らもちろん人間であり、われわれ

と同じような欠点をもった人間だろうと思います。

その欠点というのは、やはりどうしても自分たちの考えていることが正義であって、その正義以外のものは一切受け入れるべきではない。そういうものを受け入れる元慰安婦という被害者はおかしいんだ。受け入れるべきでないものを受け入れるのは、それは毒まんじゅうなんだ。

つまり、ある程度の人びとがそれなりの生活を改善すること、そして総理のお詫びの手紙を受け取って、それなりの精神的な癒しを受けること、それを先ほど上野さんは「毒まんじゅう」とおっしゃいましたけれども、私は「毒まんじゅう」とは到底思えません。それを評価した人も確かにいるわけです。もちろん「毒まんじゅう」と思った人もいます。でも、それは「毒まんじゅうだ」「毒まんじゅうだ」ということを韓国の非常にエリートな市民運動の指導者たちから毎日、毎日吹き込まれて、そう思い込まされてしまった元慰安婦の方々も非常に多いわけです。

私はそういう意味で上野さんが「毒まんじゅう」ということをおっしゃったことに対しては非常に強い反発を感じましたし、またそういう発想で韓国や日本の市民運動がその独善性をずうっと維持していくということは、日本の市民社会にとっても韓国の市民社会にとっても非常に大きな問題であるということは申し上げておきたいと思います。

橋爪 非常に重要な論点だと思います。上野さんにも発言のチャンスをもちろん取っていただくんですけども、時間が大体十五分しか残っていないということで、この進行についてこういうことでよろしいでしょうか。

いま二番目の論点、つまり「基金の是非」ということから議論が来まして、それから三番目の論点、基金が終了するわけなんですけれども、「では、次に何ができるか」ということも少し含めた形でいま議論が進んでおりますので、これを一緒にして議論を進めてまいりたいと思います。

ただ、いまパネリストの間で議論が続いておまして、これをこのまま続けると、フロアに回すチャンスがなくなってしまいそうで、ちょっと私、やきもきしておりますので、上野さん、たぶんいろいろおっしゃりたいことあるでしょうけど、ちょっと待っていただいて、フロアの方から、この基金の是非の問題、あるいは市民の問題でもよろしいんですけども、手短かに簡潔に明確に何かおっしゃりたいという方がいらっしゃいましたら、数人ご発言いただきたいと思います。

まず手を挙げていただいて、何人ぐらいいらっしゃいますか。いまお三人ですね。じゃ、そのお三人にまずお返ししましょう。

F2 私は和田先生もよく存じ上げておられ、「慰安婦問題の立法解決を求める会」というところで十年間参加している多摩市に住んでいるタカミタカという者です。パネリス

トの方々お一人お一人にちょっと言いたいことがあるんですけども、それは後で個人的にやります。それでぜひとも伏してお願いしたいことがあります。ぜひ終結宣言をしていただきたい。よろしくお願いします。

橋爪 「終結宣言」というのは基金の終結宣言のことですか。

F2 そうです。

橋爪 では、二番目の方。

F3 アジア女性基金の運営審議委員をやっておりますタカサキと申しますが、被害者の要求ということの捉え方のむずかしさということについてちょっとお話をしたいと思うんです。

上野さんは「一枚岩でないことは十二分わかっている」とおっしゃいましたけど、やはりそう聞いていても、よくわかっていらっしやらないような感じが率直にいつてするんですね。といいますのは、例えば韓国の場合、百数十人の被害者がいるわけですけども、百数十人の方がまとまって声明を出したことは一度もありません。多いときでも六十人ぐらいです。そのうちのかなりの人が基金を受け取っておられます。

そういうふうには百六十、まあ、百数十名と言っておきますが、百数十名の方の内実というのは、ずいぶん時期によっても違いますし、とにかく多様なわけですね。そういう多様な方のなかには、基金に「お金をほしい」ということでかなり早くから、あるいは途中の段階で申し込んでこられた方も何人もいらっしやいます。そういうふうには多様ないろんな被害者がいる場合に、それをやはり一枚岩のような形で語っていらっしやるとい感じがするんですね。

それと関連して二つ目は、「支援団体に混乱を持ち込んだ」という言い方、これは僕が学生時代、よく「★分裂主義者★」と言われていて、そのときのことを思い出すんですけども、やはり自分たちと意見が違うのを「混乱を持ち込んだ」と言われるのは、どうも納得できないという感じがするんですね。

被害者がいろいろいるように、支援する人もいろいろあっていいと思うんです。そのいろいろあった一つとして基金があるんであって、「基金ができたから私たちの運動が混乱した」というふうには言われるのは、なんともかなわないという感じがするんですが、いかがでしょうか。

F4 イナガキと言います。「太平洋戦争犠牲者補償請求裁判」というのはもう十年以上も続いていて、いま最高裁ですよ。その原告のなかで、この荒井さんの表現は「金学順裁判」と書いてありますが、これは正しくないですね、軍人軍属の方もいらっしやいますから。金学順さんとか文玉珠さんとかみんな亡くなられて、現在、裁判の原告の方でももう体が動かないというか、救急車で病院に行く。救急車であれば

お金もかからない。タクシー代もかからないし、救急車で病院に行って点滴を打って、次の日また救急車で行く。そういう方もいらっしゃるわけです。

これは基金の今後と関係しますが、そういう方たちについて、例えば具体的な介護とか看護とか、それはトータルとしてそういうプール金みたいな形で雇い上げてアフターケアといますか、そういうことができるのかできないのか、そのへんをお聞きしたいと思います。その方は騙されて「いい仕事があるよ」と言われて、行き着いた先が中国です。★ナツメキョウ★というところで、日本軍の本部は大体中学校とか高校が本部になっていたんですね。

私たちは一緒にその方と中国に行きました。慰安所はその軍の本部のすぐそばに並んでいたんですね。彼女の書いた地図どおりの位置関係で、「捕虜の収容施設はここだった」とかその通りになっていて、そのナツメキョウというのは、当時は周りが全部城壁になっています。ですから逃げられないですよ。

七年間慰安婦をさせられて、あまりの苦しさにアヘンを飲んだんです。でも、結果的には助かったんですが、他の人は殺されたと思うんですね。それは逃げるに逃げられない状況のなかで、やはりこれは強制だと思いますね。明らかに慰安所は日本軍の本部のすぐそばにできていました。ですから裁判のなかで慰安婦の方々、そういう証言というのはいっぱいされていますから、ぜひ読んで下さい。以上です。

F5 オニヅカと申します。大沼先生に質問したいんです。大沼先生のレジメにもあることなんです、この基金を立ち上げる際に、慰安婦の方々が本当に望んでいる要求とそれにぴったりした答えは出せない。けれども、ぎりぎりの線で政治的な問題も絡めてこういう提案になったというのは本当にそのとおりで、この時点ではこれがぎりぎりだと思うんです。

ただ、その後八年間で理解が得られるだろうと思っていたというその見通しがなぜ失敗したのか、なぜ理解が得られなかったのかというところで、NGOの狭量さというものもあると思うんですけど、基金の側で何かその理解を得られるような働きかけをしたのか、あるいはそれが十分じゃなかったとしたらどのような点にあったのか、ということについてお聞きしたいと思います。

F6 アレズと申します。記憶の問題と非常に関わりますが、先ほどからいろいろと意見が出ているなかで、「一定している意見を言っていないかぎり慰安婦ではない」という問題が出てきています。

前からも言われていることですが、これは難民問題の規定に関していいますと、虐殺というか、暴力を振るわれたりしている人が記憶が飛ぶということはよくあるらしくて、いまオランダでは、一定期間同じことを言わなくても難民として

逆に認定するというにはなっています。たしかオランダだったと思いますけれども。

同じように、記憶が一定していないという点で「慰安婦と違うんじゃないか。慰安婦じゃなく嘘つきじゃないか」というふうな、逆にそういうふうな規定というのは、例えば女性基金ではやっていらっしゃるんですけども、慰安婦の規定はどうなっていますか。終わりです。

橋爪 はい、どうもありがとうございました。もう時間が限りがありますので、どう理想的に運営しても収拾がつかないのはないので、大変に申しわけありません。

そこで予定の時間五分ですが、多少延長せざるを得ないと思いますが、最後にパネリストの皆さんに、いまの質問に宛て先があった方々は答えていただいて、基金の是非や今後のあり方ということについて、討論を噛み合わせる時間がなくなってしまいましたので、お互いの応酬はできないんですけども、それを踏まえてご発言をいただきたいと思います。

お一人一分というのはあまりにひどいので、二分ぐらいをめぐりということでお話いただきたいと思います。ランダムでもよろしいんですが、順番でもよろしいですか。どうしましょうか。こんどこういう日下先生からの順番にしましょうか。では、こんどはこういう方向でよろしいでしょうか。

日下 先ほどタカサキさんからご注意がありまして、韓国の人の身分、いちばん上が「王族」、その次が「両班」、その次、技術者と言ったのは「中人」というんですね。それからその下に「常民」というのがあって、これが農家の人で、その下に「奴婢」というのがあった。ご指摘のとおりでございます。中人を忘れておりました。

それから先ほど「青島海軍慰安所」という看板があったかなかったかという話をしましたけれども、慰安所そのものは中国人が経営していて、中国人の女性もいたし、もしかしたら日本人の女性もいました。陸軍と海軍とがそこで酔っぱらって喧嘩をするものですから、お互いに話し合っただけで「海軍はこちらへ行く、陸軍はこちらへ行く」という協定をいたしまして、それが看板になっていたという事情がありますから、知らない人がそれを見ると、「あっ、こっちは海軍直営慰安所か」と思うかも知れませんが、それは日本軍のなかでの分け方であったというのを申し上げさせていただきます。

それからお金の問題になっておりますけれども、実はそのつど大変大金を払っているわけですね。そのとき日本の兵隊の給料であれば、一カ月分が吹っ飛ぶぐらいを一晩に払った。だから大変な成金になって、連隊長よりもたくさん儲かって、「こんなに儲かったんなら、もう韓国へ帰って家を建てる」という話もありました。これは初期の頃ですよ。終わり頃は帰るに帰れなくなるわけです。これは戦争が負け出してからですよ。だから初期と終わり頃とは分けて議論したほうがいいかなと思っております。

以上三つです。

上野 市民運動の側に問題がなかったとは、私、思っておりません。非難に値する狭量さがあったということも思っております。実際に被害者の方の多様性のなかに、「生活が苦しい」「体が悪い」「生活を支援してほしい」「お金をもらえるものならもらいたい」というご希望があることも実際もらった方たちもいらっしゃるわけですし、それもわかっております。

ただ、そうすると、「一体基金でなければ何が」という先ほどの大沼さんの立てられた問いに戻りますけれども、このお金が本当に日本政府が政府の名において出したお金であれば、この方たちはためらわずお受け取りになられたでありますし、もしそれが不可能であるならば、これが本物の民間基金であれば、これもまたためらわずにお受け取りいただけたであります。

だとすると、「じゃ、本物の民間基金ができたろうか。そのときの市民運動の力量不足ということも考えてみる」というのは、私には大変痛く響きますが、そのときにももう一つ、レジメの四番に書きましたが、当時の慰安婦支援運動というものが金による解決を禁じ手としていたという、これも一つの戦術的な狭量さだったと思います。

つまり、市民運動体の支援の内容における多様性、お金を集めて本物の民間基金をつくって、「市民には償いはできない。だが、生活の支援ならできる」、こういうやり方を採用することはできたであろう。しかしながら、この当時、韓国側で「生活支援は国内的にわれわれが解決するから、日本側の市民運動は政府追及に絞ってほしい」という要請を受けて、そのような形で運動が一本化したというふうにもお聞きしておりますが、市民運動側の多様性の排除もまた一つの条件であったかと思えます。

そういうなかで、例えば本物の民間基金というものがあれ得たとしたら、私たちが市民としての義務を尽くし、その上で国家が国家としての義務を果たしていないことを堂々と追及し、それを批判する資格と根拠をもったであります。私をも含めて実はその試みはなかったわけではなく、諸般の事情で頓挫いたしました。

その次にいちばん最後にちょっと申し上げておきたいのは、前のこの会の若い方の集まりで、「一体この補償の着地点は何なのか、行き先が何なのか」という問いを若い方からしておられて、そのことに一部お答えすることになると思うんですが、何のためにこんなことをわれわれがここで議論しなければいけないかというと、それこそ戦争で迷惑をおかけしたアジア諸国との未来志向型の関係を築くためであって、そのためにこそ正式謝罪と補償をやったほうが日本の保守政権にとってさえ得策である、というのが私の考える立場なんですけれども、（携帯が鳴る）すみません、ドジをいたしました。

た。

その上で最後に私が言い漏らしたことで一言だけ付け加えさせて下さい。レジメのいちばん最後の行に「個人賠償権の確立」ということが出ております。いま私が被害者の方たちの動きに非常に熱い共感と支持を持っておりますのは、この方たちは個人賠償権を求めて闘っておられます。これは国際法令の先例にもなく、もちろん日本の法令にもないわけですが、もしこの個人賠償権というものが認められれば、国家間賠償というものが完全に、例えば日韓条約でチャラになったという考え方が全く適用されないことになります。「国家によって私の利益が代表されないわけだから、私の請求権はなくなる」という全く新しい国際法上の法理を開くことになろうかと思えます。

このなかで例えばアフガニスタンやイラクにおける米軍の軍事侵略、私は「戦争」とは呼びません。このなかにおけるさまざまな人的被害をいちいち個人賠償とするならば、いま航空機事故による人命の損害賠償は二億円に達します。一人ひとりがこの二億円ぐらいの額をアメリカ政府に要求していく、あるいは日本政府に要求していくとなれば、これは膨大な大変な請求額になります。最終的にはこういう個人賠償権を通じて「戦争は高くつく」ということを、とことん国家という主体に学んでもらう必要がある。そのことが最終的にはおそらく冒頭に橋爪さんが出された「正義の戦争はあるか」という問いに結びつくであろうかと思えます。以上です。

荒井 私は最初に戦後補償といいますが、戦後処理問題についてのいわば官僚主義的な構造というのは厳然としてあるという話をしました。したがって、基金の問題もそういう意味ではよくわかるんですが、そういう意味でいうと、いわば隙間を狙って問題の解決に接近していくよりしようがないという客観的な状況は確かにあったと考えています。ですけれども、それはいわば日本という国の家庭の事情であって、被害を受けたほうの側からすると、そういう家庭の事情を一方的に押しつけられてもちょっと、という問題はあるんだなと思っています。

もう一つは、最初に従軍慰安婦問題というのは非常に広い広がりをもった問題だということを言いましたけれども、それであるからこそもっと見切り発車でなくて、あるいは大沼さん、ドイツの基金の話をしましたけれども、基金の運営のなかには被害者の代表がドイツの場合には入っているわけなんです。それで直接重大な人権侵害を受けたのは被害者ですから、その被害者の声を何らかの形で反映させていくような方法が考えられないだろうかということです。

もう一つは、和田さんの指摘したアンバランスの問題なんですけれども、これはいわばその後の状況の変化によって発生している問題もあります。これはことしの二月に野党の女



性議員がインドネシアの調査をやって、基金とインドネシアの所管官庁との取り交わした覚書というものが出てきたわけです。

この覚書ですと、要するに高齢者福祉のために基金が醜金をすると。ただ、高齢者の福祉施設をつくる場合には、できるだけ元慰安婦の方が住んでいた地方にしてもらいたいということで、三億八千万円のお金を出すというシステムになっております。ですからインドネシアに対しては医療福祉事業、償い金というのはいないんですね。

ところが現在のインドネシア政府の人たちは、「もうあれは前の政権だ」、つまり、インドネシアも大きな政権の変化がありました。「だからもうこれは帳消しになっているんだ」という言い方です。そしてやはり個人補償と法的な謝罪を要求するというのを、野党の女性議員たちにはそういう気持ちを語っていたわけですね。

ですから前の政権が根本的に変わるという事態は、発足のときには考えていなかったんだと思いますけれども、そういうことからアンバランスというものは発生してくるわけで、このアンバランスをどうするかということやはり基金だけじゃなくて、われわれも考えていく必要があるなと考えています。

和田 慰安婦の問題は、日本と朝鮮のことを考えていた者にとりましてはずうっと前からわかっていた問題でして、一九六五年の日韓条約のときから、ある意味では民間の議論では出ていた問題です。私はやはり慰安婦の問題が日本が朝鮮植民地支配のなかで最もむごい被害を受けた人たちだと考えていました。この人たちはその象徴だという感じをしています。ですからこの人たちの問題は特筆されるのは当然だと思います。そしてその人たちの問題が議論になったのは、先ほどもお話もあつたように、やはりご本人たちがカムアウトして告発したということは決定的だったと思いますね。

それからもう十年以上経っているわけです。それでいま基金は基本的に終わっているわけですが、このいまの現実、現在の結果というのは、これは居直るようではけれども、日本で国家補償であるとか戦後補償とか主張してきた人びとすべてがやはり担わなきゃならない結果だと思いますね。

基金としましては、先ほどお話もありましたが、引き続き基金から給付を受けていた方々に対して、これからまだ生きていかれるときに何らかの医療サービスであるとか、カウンセリングであるとか、そういうことを本当はしていくべきだと思うんです、フィリピンでもどこでもですね。なんとかそれを、つまり基金ではできないが、その他の外務省の予算でしてほしいということで努力はしています。韓国のほうについてもいろいろ言われていますけれども、しかしいまのところ何も見通しはない状態ですね。基本的には、基金としてはもうできないということになっています。それでなんとか基

金以外の形でできないかということが議論されているということです。

それで基金は改造したいという気持ちも非常に率直に私個人にはありました。基金は五億六千万ぐらい募金が寄せられました。大変なお金だと思います。それでもうそれ以上募金を集めることができないという状態で、もしも韓国と台湾の残っている被害者の人が基金を受け取ると言われたら、それはもうお金がないわけです。これぐらいのところ申請を出す人がいなかったから、お金はまあ一千万ぐらい足りないくらいで済んだという状況ですよ。

ということは、国民は「もう十分にやった。残りは政府にやってもらいたい」ということですね。ですからアジア女性基金をつくるときも、政府と国民のお金を合わせてつくってほしいというのが、大沼さんも言われましたが、私もそういう考えでした。しかし、そうならなかったわけですね。それで最後にそういう方向に改造することによって韓国との関係を打開したいということもいろいろと考えてみましたが、結局うまくいきませんでした。

それで最後の希望は法制化に賭けたわけですが、法制化が通るようなら、そこで本当に真面目に法制化ということを考えれば、基金が存在してこれだけやってきたこととドッキングして法制化を進めなければ意味がないわけです。法制化のほうの提案者の議員の方の説明によると、アジア女性基金から受け取った人には支給しないということになっているんです。そうなれば、もうアジア女性基金と話し合って協力しなければ実施はできないわけですから、法制化を真面目に考えよう、真剣に通そうと思うのなら、自民党を説得するためにも、「アジア女性基金をやってきたが限界があるじゃないか、だからこういう形で打開しよう」というふうに説得しなきゃいけないはずですよ。

そしてアジア女性基金がやってきたことの上に、いままでの経験を吸収して事業を実施しなければいけないはずなんです。しかし、非常に残念ながらそういうふうになっていないということです。ですから私は荒井さんの希望にもかかわらず、法制化の見込みは非常に低いといまは言わざるを得ないです。私は一時、それに期待したこともありましたが、それは失われてしまったわけです。で、いまのような状態に立ち至っている。

ということですから、失敗と評価するか、それもわかりませんが、ここまでやってきたこの現実というものの上で立って、この先はどうなるだろうかということ、やはり真剣に誰しもが考えなきゃならないときじゃないかと私は思います。大沼 フロアのほうから出ていた質問と、あとご意見に関連してお答えしたいと思います。

一つは、私が九五年に基金を立ち上げて、そのとき少なくとも表面に出ている被害者の声とは違ったものをわれわれが

提案していると、で、最初は罵られるだろう。しかし、それでもいいと言ってくれる人がいることは、われわれもある程度は認識していたし、また時間をかければ、そういうことで国民の善意とそれから政府と国民の共同事業という新たな、先ほど上野さんからは「政治学者らしい理想主義的な考え方だ」と。つまり「国民というのは国家の一員であって公共的存在なんだ。だから政府というのは決して国家とイコールではなくて、国家というのは政府と国民双方からなるんだ」という考え方をわかっていたらと思うんだけど、しかし、それは八年経っても理解してはいただけなかった。

その理由は何か、運動体の側に狭量さと独善性があったことはそのとおりだと思うけれども、私はやはり基金の内部で自己批判しなければならないと思っているのは、と言いながら、しかし、もうやむを得なかったという自己正当化に行ってしまうがちなんですけれども。

やはり基金のなかで例えば三木睦子さんとか、私のこの二枚目に三木さんと大鷹さんと三人の連名の『毎日新聞』への論考がありますけれども、三木さんとか山口淑子さん、大鷹淑子さんとか下村満子さんとか、あるいはもういまではそれほど皆さんよくご存じじゃないかも知れませんが、発足当時、鈴木健二さんというNHKのアナウンサーをやっておられた方、非常にインパクトのある、世論への影響力の強い人がいながら、そういった人びとを十分われわれが活用して世論に訴えることができなかった。

私はあの最初からずっと市民運動を三十年以上やってきて、力のない者にとってメディアで戦うことがいちばん大事だということを身に沁みて感じていたものですから、それを繰り返し繰り返し主張してきたわけですが、残念ながら事務局と理事会の初期の体制というのはそうではなくて、私のようないわば学者であまり人びとの心に届かない文章しか書けない者が比較的市民のPR、広報を担当するという形にならざるを得なかった。

特に下村満子さんが台湾を担当して、彼女は本当に全力を挙げて一人ひとりの犠牲者に償いをお届けするために働いていたわけですね。そうすると、上野さんや荒井さんから批判されたように、それに対する反発が市民社会のレベルでも政府からも非常に強いものですから、受け取る被害者を守るために隠密行動を取らざるを得ない。下村さんはもうそちらのほうに取られてしまって、ほとんどこういうアピールをすることができなかった。

三木さんや大鷹さん、鈴木健二さんなど、あるいは最初の頃は加藤タキさんとか、本当に宮崎勇さんとか鶴見俊輔さんとか、世論の影響力のある方が呼びかけ人と理事に揃っていたはずなのに、そういった方々を動員できなかったという私は非常にそれは強い反省点として残っています。

もう一つ、反省点というか、これは市民運動をやってきている方々に考えていただきたいことですが、こちらから「終結して下さい」。それから上野さんからも「早くやめなさい、基金を解散しなさい」とありました。こちらの裁判闘争をなさっている方から「基金のなかで、例えばいま本当に弱っている被害者を世話するような事業ができないだろうか」という声が出ました。

こういうふうに本当にその具体的な問題に携わると、われわれもはっきり言って、八年間でもう正直くたくたで、やめたくてしょうがないというのが正直な気持ちです。これを続けたいという人もいます。「尊厳事業を中心にやるべきだ」という意見も基金のなかにはありますけれども、私はもう十年間でインドネシアの事業も終わる以上は、その後は正直勘弁してほしいという気持ちです。

九五年のときに発足した基金、八年経ってやはりずいぶん高齢化して、理事会はほとんどおじいちゃん、おばあちゃん集まりになっていますし、本当にたいいていの人はずいぶん病気もしてもう限界に来ておりますので、いずれ、とにかく基金が解散することはそういう実際的な理由からいってももう目に見えているわけです。

ただ、和田さんがおっしゃったように、われわれは実際に犠牲者の苦しみを少しでも和らげるということでできた組織ですから、われわれの基金の事業が終わったから生きている被害者がいるのにそれを放っとくというわけにはいかないわけですね。ですから基金がなくなった後もなんとか政府の草の根援助とか、いろんな形でつないでくれるようにということ、ずうっと政府に対しては基金のなかで要求しているところで、部分的にはそれが実現している部分、例えばフィリピンの一部ではそういうのが実現して、フィリピンでは基金の事業は終わっていますけれども、その後のソーシャルワーカーなどにはある程度お金が行っています。そういうことです。

あとは、私は基金の評価さまざまあるでしょうけれども、いま和田さんがおっしゃったように、やはり日本社会全体として、この問題に運動体も学者もジャーナリストも、あと今回のこのパネルでは政府への批判というのがあまり出なかったんですけれども、どうしても基金に対する荒井さんと上野さんからの批判に私も和田さんも答えるという形でしたが、やはり日本政府の責任というのはきわめて大きいと思います。

私は八年前に発足させるときに、やはり政府をあれしか動かさなかったということは非常に残念ですし、その後八年間も本当に政府にやる気がなかった。上野さんがおっしゃるように、私は日本が二十一世紀、誇りをもって国際社会でアジアの人びとと本当に素直な対等な関係で生きていくためには、日本が犯した過ちというのを明確に認めて、そういう姿勢

を取るべきだということを一貫して主張してきたわけですが、それが政府のなかでは残念ながら十分共有されていない。

そのことをやはり皆さんに伝えて、日本社会から政府を変えていくように、一人ひとりにそういう形で行動をしていただきたいと強く私は最後に希望したいと思います。

橋爪 はい、ありがとうございました。大沼先生はオーガナイザーなので巻きを入れないでたっぷり話していただきました。

最後にもう時間もだいぶ過ぎておりますので、私も簡単にお話したいと思うんですが、慰安婦問題のいろいろな事業というのはいろいろな目的があると思います。一つはもちろん被害者である慰安婦の方々に何らかの形で実質的な償いを行うということなんですけれども、より引いて広い文脈で見ますと、日本が近隣諸国と戦って大きな戦争があって、そこでは被害という形であれ、あるいは歴史認識という形であれ、大きな傷を残して、そして十分正常な関係になるに至っていないという歴史の問題というものがあるわけです。

これは慰安婦問題に関心がある方であろうと、ない方であろうと感じていることで、これをただ時間が解決するのを待つというのではなく、何かの形で主体的に乗り越えていかなければ、次の時代に進めない、そういう切迫観みたいなのは立場を超えて誰でも共有していると思うんですが、この慰安婦の問題でどういうふうにその主導力が発揮できたのかなと。日本国民というか、日本市民としてですね。

残念ながらいま一つだなというふうな思いを拭えないんですが、その理由というのを考えてみると、先ほど上野さんがご紹介下さった韓国の市民運動と日本の市民運動が連携する話があって、「生活支援の問題は韓国のほうで頑張るので、日本の市民運動は政府を追及して下さい」みたいな話があって、もしかしてそういうふうに動いていたのかも知れないんですけど、これを聞いて私はちょっとなんていうか、大変がっかりしたんです。

市民運動というのは政府と違って、つまり一人ひとりの人間というのは政府や国家と関係がなくて対立していればいいんだらうか。政府は、悪いからごめんなさいと謝ってお金を出す。市民運動は、市民は立派なことをしたので誇りを取り戻す。こういう関係じゃなくて、市民と国家というのは本来、一体のものであって、市民はこの問題にもう少し当事者意識があっただけではないか。もちろん具体的な政府の職員とか役人とか自民党の議員が妙な考え方を持っていたりして、それを追及するのは、批判するのは一向にかまわないんですけど、そういうのはお互い様で、誰だってみんな間違いがあるわけです。

そうじゃなくて、どういうふうに公共的な運動を組織していくのか、そういうふうに考えると、私は政府が基本的な資

金を出し、そして民間が拠出した償い金というものを渡すというこのシステムというのは、戦後の国際法の秩序のなかで、日本政府が守らなければならないさまざまな制約のなかで、ぎりぎりできる線だったのではないかということで、私はこれを評価したいとは思うんですね、いろいろな制約を踏まえつつも。しかし評価できないという声もあって、どこに違いと課題があるかということを私なりに理解できたシンポジウムだったかなと思います。これは私個人の感想です。

最後に、司会の者として申しますと、パネリストの皆さんも長時間にもかかわらず、大変活発にご発言下さいましたし、聴衆の皆さんも本当に熱気が伝わってくるようにも思いますが、熱心に参加して下さって非常に中身の濃い議論ができたかなと。しかし、これは終わりということではなくて、課題は山積しているわけですから、また何かの形で皆さまがずっとこれをパネに進んでいかれるのではないかと思いますけれども。

何かファイナルにご発言ございますか。

F1 大変良かったです。

橋詰 ありがとうございます。

この議論の内容は『論座』の新年発売のおそらく二月号だと思いますが、そちらのほうに紹介されることになっておりますので、もしそういう形でお読みになりたいという方はぜひどうぞ。

またちょっと私どもの不手際で休憩のときに資料を準備できなかったのですが、パネリストのうち、日下公人先生と大沼保昭先生が過去に発表した資料などを少しご用意下さったのが数十部ほど用意がございますので、ご興味がおありの方は出口のところ部数があるかぎりピックアップしていただけます。

それではどうも長時間ありがとうございました（拍手）。

—了—